

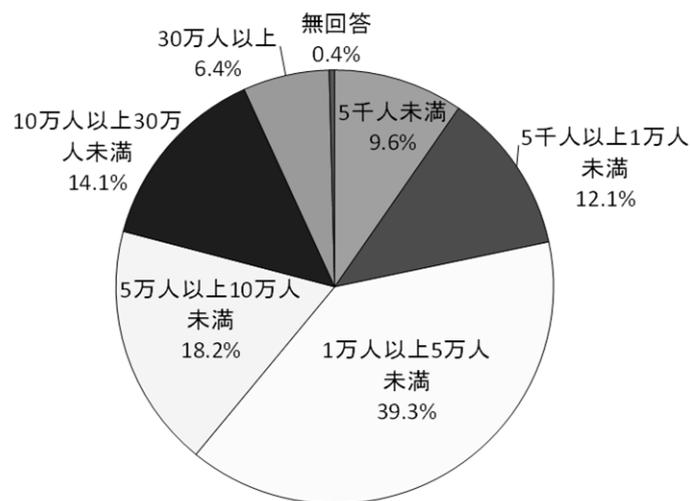
Ⅲ. 調査結果

1. 自治体対象アンケート調査結果

1) 回答自治体の基本属性

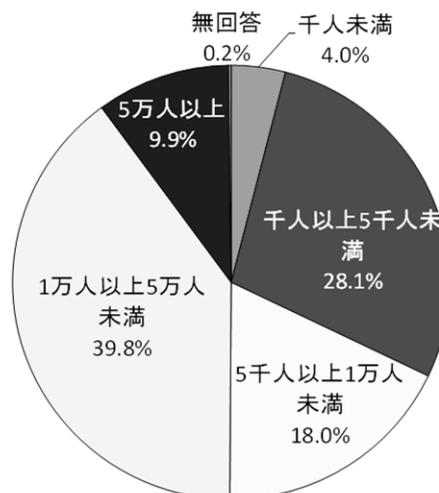
(1) 回答自治体の総人口についてみると、「1 万人以上 5 万人未満」が 39.3%と最も多く、次いで「5 万人以上 10 万人未満」(18.2%)、「10 万人以上 30 万人未満」(14.1%)であった。

問 1-1.回答自治体の総人口
(平成 29 年 4 月 1 日時点) n=1,149



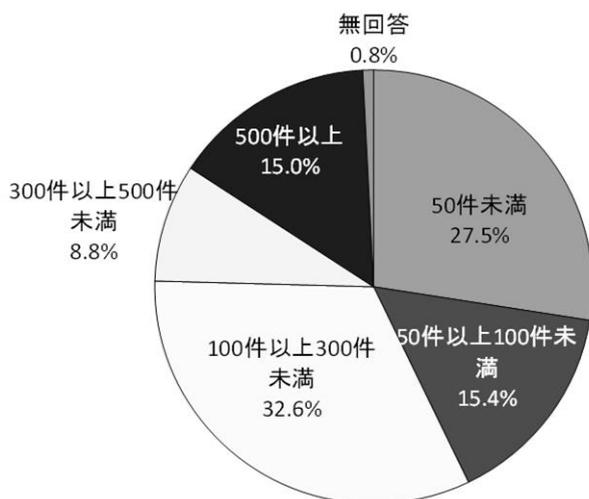
(2) 回答自治体の介護保険1号被保険者数についてみると、「1 万人以上 5 万人未満」が 39.8%と最も多く、次いで「千人以上 5 千人未満」(28.1%)、「5 千人以上 1 万人未満」(18.0%)であった。

問 1-2.回答自治体の介護保険1号被保険者数
(平成 29 年 4 月 1 日時点) n=1,149



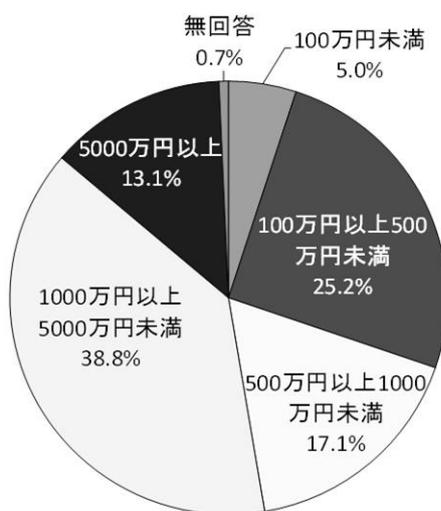
(3) 回答自治体の平成 28 年度住宅改修費支給件数についてみると、「100 件以上 300 件未満」が 32.6%と最も多く、次いで「50 件未満」(27.5%)、「50 件以上 100 件未満」(15.4%)であった。

問 3-1. 回答自治体の平成 28 年度の住宅改修費支給件数 n=1,149



(4) 回答自治体の平成 28 年度住宅改修給付額についてみると、「1000 万円以上 5000 万円未満」が 38.8%と最も多く、次いで「100 万円以上 500 万円未満」(25.2%)、「500 万円以上 1000 万円未満」(17.1%)であった。

問 3-2. 回答自治体の平成 28 年度の住宅改修費給付額 n=1,149



(5) 回答自治体の平成29年4月1日時点の総人口、介護保険1号被保険者数、平成29年3月31日時点の要介護認定者数（要介護度別）、平成28年度の住宅改修費支給件数、平成28年度の給付費の概要は以下の通りであった。

問1.人口および被保険者数(人)

	人口	介護保険 1号被保 険者
n	1,144	1,147
平均	92,330.3	25,465.9
標準偏差	222,299.3	71,276.8
最小値	145	26
最大値	3,728,124	1,141,261
中央値	34,387	9,905

問2.要介護認定者数(人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
n	1,144	1,145	1,145	1,146	1,146	1,146	1,145	1,144
平均	649.7	620.9	894.1	795.1	611.4	579.2	439.2	4,516.2
標準偏差	1,865.9	1,644.7	1,904.4	1,965.8	1,501.8	1,790.5	1,023.6	10,705.5
最小値	1	3	4	1	1	2	2	4
最大値	36,994	25,041	24,546	34,077	23,310	45,401	15,272	167,047
中央値	196	222	372	317	255	239	181	1,819

問3.平成28年度住宅改修費支給件数・給付額(総数)

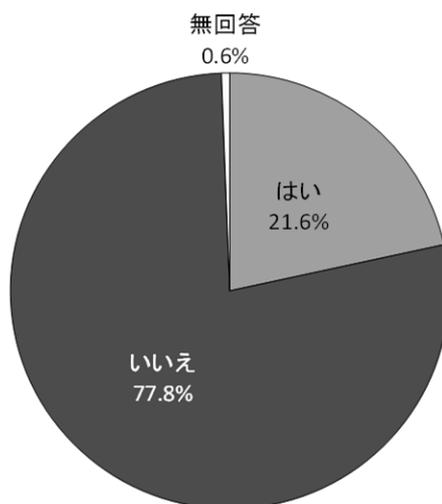
	住宅改修 費支給件 数(件)	住宅改修 費支給給 付額 (千円)
n	1,140	1,141
平均	340.8	29,848.9
標準偏差	867.8	72,706.9
最小値	2	14
最大値	11,558	1,063,381
中央値	125	11,264

2) 住宅改修の取組について

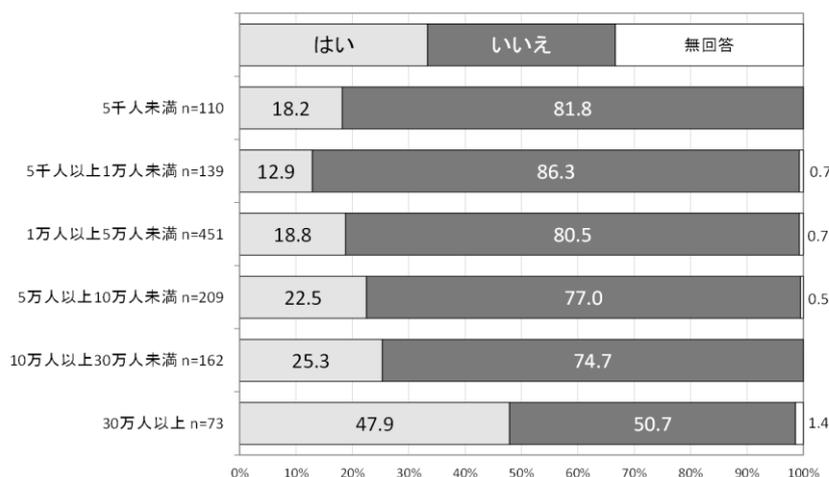
(1) 住宅改修に関する知見を備えた方が関与している事例の取組について

建築の専門家、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他必要な知見を備えた方が住宅改修に関与する仕組みがあるかについてみると、「はい」の回答が21.6%、「いいえ」の回答が77.8%であった。

問4. 建築の専門職、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他必要な知見を備えた方が住宅改修に関与する仕組みがありますか。 n=1,149



問4. 建築の専門職、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他必要な知見を備えた方が住宅改修に関与する仕組みがありますか。 × 問1-1. 回答自治体の総人口



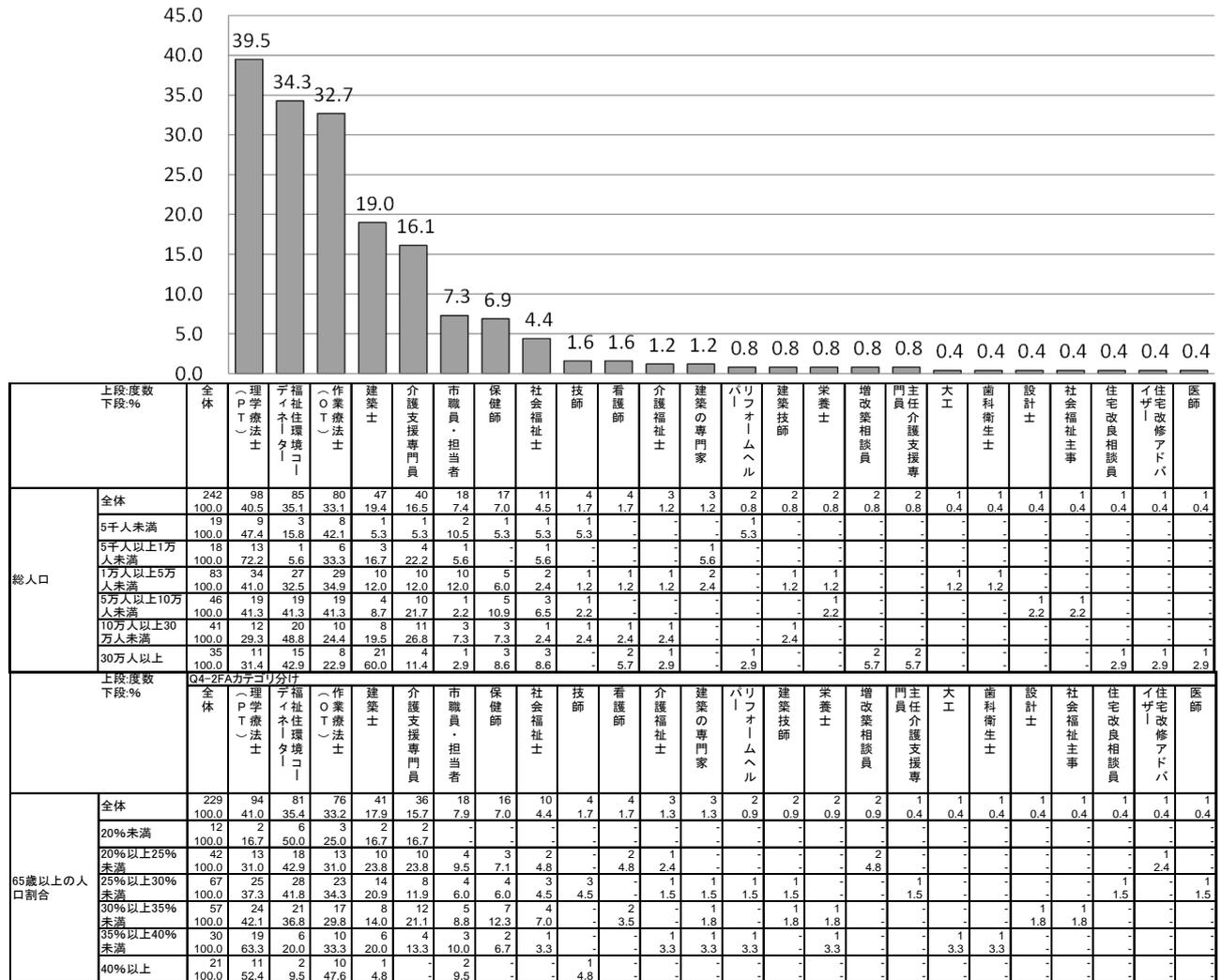
人口規模別にみると、人口が「5千人以上1万人未満」の自治体において、住宅改修に関する知見を備えた方が関与する仕組みがある割合が12.9%と最も低い。一方、最も高かったのは、人口規模「30万人以上」の自治体で、47.9%であった。

以下に人口規模別及び65歳以上人口の割合別に、住宅改修に必要な知見を備えると想定される職種・資格等についての回答内容について記述した。

(2) 住宅改修に関する知見を備えた方が関与している仕組みにおいて関与した専門職の職種・資格等

住宅改修に必要な知見を備えると想定される職種・資格等についてみると、「理学療法士 (PT)」が39.5%と最も多く、次いで「福祉住環境コーディネーター」(34.3%)、「作業療法士 (OT)」(32.7%)が多かった。

問4-2.住宅改修に必要な知見を備えると想定される職種・資格等 n = 243



※ 当該データに関する分析結果から推測できる傾向については、自治体における住宅改修事業に関わる専門職種は「理学療法士 (PT)」「福祉住環境コーディネーター」「作業療法士 (OT)」が上位を占めている。

クロス集計結果をとると、総人口別では、人口が「30万人以上」の自治体において、住宅改修事業に関わる専門職種として「建築士」があげられる割合が60.0%と、他と比較して特に高い。65歳以上の人口割合別みると、住宅改修事業に関わる専門職種として「理学療法士 (PT)」や「作業療法士 (OT)」があげられる割合が、65歳以上の人口割合の高い自治体において他と比較して高い。

(3) 「住宅改修に関する知見を備えた方が関与している事例の取組について」

問 4. の自由記述回答に関するまとめ

問4で建築の専門職、福祉住環境コーディネーター、作業療法士、理学療法士、介護支援専門員、その他必要な知見を備えた方が住宅改修に関与する仕組みについて、どの職種の専門職が、具体的にどのような目的で、どのように関わったか。また、関与することによる具体的な効果（メリット）について、自由記載で得られた回答を職種別にとりまとめた。

職種の分類については、まず回答欄に具体的に記載された職種について、大きく、①建築系、②リハビリテーション専門職、③その他・多職種の3つに分類した。

回答が複数回答となるため、関わった職種が建築系職種（建築士、福祉住環境コーディネーター等）のみの回答を①建築系として括った。同様にリハビリテーション専門職（作業療法士、理学療法士、作業療法士・理学療法士両方、保健師）のみの回答を②リハビリテーション専門職として括った。その他・多職種については、建築系、リハビリテーション専門職、その他多職種が関わっている回答や、一部上記の職種以外の職種も含めて③その他・多職種とした。

回答を上記3カテゴリーに分類し、以下にそれぞれの記載内容について記述した。

①【建築系の専門職が関与する取組】

○建築系の専門職が関与する目的

- ・介護給付費の適正化を図ること、使用資材や工事方法、工事価格及び工事内容が適切なものかを判断すること等、介護給付費適正化に向けた記述が多くみられた。
- ・福祉住環境コーディネーターの関与については、給付費の適正化以外に改修理由の適正化や理由書の作成を関与の目的とする記述もあった。

○具体的な関与内容

- ・事前申請書の審査、支給申請書の審査といった審査等の申請書類の審査記述が多かった。
- ・改修工事前の訪問調査、改修工事後の訪問調査等、訪問調査についての記述が多くみられた。

○関与することによる具体的な効果（メリット）

- ・適切な技術・施工水準の確保、工事価格・給付の適正化、不適切な工事の抑制、強度不足や不要な工事等の、一般事務職では判断の難しい部分に専門的な意見を取り入れられるといった工事及び給付費の適正化についての記述が多くみられた。
- ・住宅改修の経験値がある建築系の専門職と思われるが、利用者の身体状況に合った改修、利用者の保護、依頼者側の不安の軽減等、利用者に対するメリットがあるとの記述もみられた。

②【リハビリテーション専門職が関与する取組】

○リハビリテーション専門職が関与する目的

- ・利用者の身体機能・生活状況・住環境において改修が必要かの判断、改修箇所が利用者の状態に適しているかの確認等、利用者の状態像と改修内容の整合性が取れているかについての記述が多くみられた。
- ・身体機能に適した改修を行うことにより、利用者の身体機能の維持・向上、自立支援、利用者及び介護者の安心・安全な生活に寄与できることを目的としている記述も多かった。

○具体的な関与内容

- ・申請書の審査、訪問調査の立ち会い、地域ケア会議への出席の記述が多くみられた。
- ・訪問調査及び地域ケア会議においては、利用者の身体状況に関するアセスメント、利用者や家族、介護支援専門員、改修業者に対する専門的視点からの指導・アドバイス、相談対応等を実施している記述が多かった。

○関与することによる具体的な効果（メリット）

- ・利用者の身体機能・生活状況・住環境に適した改修が実施されることにより、利用者の自立支援や在宅生活の継続につながるという記述が多かった。
- ・住宅改修の経験値の高いリハビリテーション専門職と思われるが、給付の適正化に加えて、施工水準の確保、不必要な改修の抑制の記述も多くみられた。

③【建築系・リハビリテーションその他多職種の専門職が関与する取組】

○多職種の専門職が関与する目的

- ・施工内容や金額の確認による給付の適正化、利用者に対し適正性・安全性・有効性のある改修の実施、利用者の身体機能・生活状況による改修の妥当性の確認等、住宅改修の適正化についての記述が多くみられた。
- ・担当介護支援専門員がいない利用者等の住宅改修の理由書の作成、計画作成時や相談時による多職種からの助言・提案、幅広い視点からの適切な住宅改修の実施等、多職種が関与しているからこそその目的についての記述もみられた。
- ・結果として、安全な在宅生活の維持や介護負担の軽減についての記述もあった。

○具体的な関与内容

- ・申請書類の審査、改修前及び改修後の訪問調査が特に多かった。
- ・理由書を作成できる専門職として、多職種をあげている記述も多くみられた。
- ・利用者・家族・施工事業者・介護支援専門員等への専門職としての助言や情報提供、適正な住宅改修実施のための会議・協議等への出席、住宅改修に関する講習会・研修会への関与等の記述もみられた。

- 申請前に多職種が参加する会議を開催し、事前に撮影した利用者の動作についてのビデオを見ながら、有効な住宅改修について検討するという記述があった。

○関与することによる具体的な効果（メリット）

- 全般的に、工事価格・給付の適正化、適切な技術・施工水準の確保、不必要な施工の抑制といった記述が多かった。
- 多職種による多角的な視点が入ることにより、公正な施工内容の検証や利用者・家族の状況に適した改修、制度上有効な施工の実施、申請処理の適正化及び円滑化が図れるといった記述もみられた。
- また、専門職が関与することにより、利用者・家族による住宅改修に対する理解の向上、担当介護支援専門員が不在の利用者への便宜が図れる等利用者へのメリットをあげている記述もあった。

①建築系の専門職が関与する取組別自由回答

問 4-2. 関与する方の所属（外部機関を含む）と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果（メリット）
〇〇市シルバー人材センターに所属する1・2級建築士	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法 23 条に基づき、事業者の綱紀粛正、公平な保険給付が期待できる。 ・他の住宅改修業者への牽制効果を促進する。 ・介護給付費の適正化を図ることができる。 	訪問調査及び事前書類審査	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法 23 条に基づき、事業者の綱紀粛正、公平な保険給付が期待できる。 ・他の住宅改修業者への牽制効果を促進する。
土木建築部建築住宅課に所属の建築士	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な技術、施工水準の確保 ・工事価格・給付の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ・受領委任払いにおける利用承認申請の審査 ・支給申請の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な技術、施工水準の確保 ・工事価格、給付の適正化
住宅改良相談員（1級建築士の資格を有する者であって、当課が委嘱した建築士）	依頼者に対し、対象者の身体状況や家屋の構造などを踏まえ、住宅改修に関する相談・助言を行うことが目的。ただし、申請に基づき建築士を派遣するため、全ての住宅改修へは関与しない。	訪問調査、提案書の作成	適切な施工水準の確保、依頼者側の不安の軽減等
外部民間事業所の建築士	介護保険住改と併せて行う県補助の住宅改修助成を申請する際の改良相談を目的とする。	工事前の訪問調査による助言	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的助言 ・工事内容の適切な判断
町が委嘱している建築士	介護保険における住宅改修費に上乗せで住宅改修を実施する場合に、リフォームヘルパーチームの一員として関与する。目的は、改修工事の製品や取付方法、価格が適切であるかどうかを判断するため。	支給申請書の審査や訪問調査	適切な施工水準の確保、工事価格、給付の適正化
〇〇市建築設計事務所協会に所属する一級建築士等	改修内容について専門的な見地からの助言・指導等を行うことで、住宅改修の適正化をさらに推進すること	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書等の支給申請書の調査 ・訪問調査 ・実施した調査についての内容評価 ・必要に応じて助言・指導等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な使用部材や施工水準の確保 ・工事価格・給付の適正化 ・不適切な工事の抑制
住宅改造相談センターに所属する建築士	建築等に関する専門的な見地からの助言をいただくため。	年間 14 件、住宅改修を行った被保険者の自宅を訪問し、住宅改修が適正に行われているか訪問調査を行っている。	給付の適正化
建築水道課建築係（建築士資格保有）	工事価格・内容が適切なものか判断するため	事前承認申請書類（工事内訳書等）の審査	適切な施工水準の確保、工事価格の適正化
健康福祉部に所属する一級建築士の資格を有した嘱託職員	工事内容の妥当性、図面の整合性、資材単価の正当性	支給申請書の審査	給付の適正化
生きがい事業団（一級又は二級建築士）	施工内容（下地等強度の確保）、施工料（工賃の平均的な価格等）	年 20 回程度現地に行（事前 20 回・事後 20 回）（見積書等部材確認を含む）	適切な技術、施工水準の確保。工事価格（部材の過不足）。給付の適正化（保険で必要な工事と自費工事の判断）。本人に合った適切な位置に取付指示。
連合に所属する建築士の資格を持つ嘱託職員	住宅改修事業の円滑化、適正化のため	申請書の審査、訪問調査	給付の適正化

問 4-2. 関与する方の所属 (外部機関を含む) と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果 (メリット)
〇〇市シルバー人材センターに所属する建築士	住宅改修費の支給にかかる事前申請の審査業務について、建築士の知識を活用し、事前承認業務を円滑に行うこと、及び住宅改修工事後に建築士による工事内容の現地確認、調査を実施することにより、住宅改修費支給事業の適正化を図る。	・事前審査補助業務…事前審査において、疑義等がある案件について、建築士等専門的知識を有する者に照会する。 ・事後訪問調査業務…住宅改修工事後に建築士等専門的知識を有する者が、施工内容等について現地確認を行う。	不適切な工事等がなされている場合に、工事のやり直しを求めたり、支給費の返還を求めたりする等、給付の適正化に効果がある。
〇〇在宅医療・介護福祉財団に所属する建築士	住宅改修費支給要件を満たしていることの確認又は申請工事内容と施工内容が相違なく適切に施工されているか確認をすることにより、居宅介護住宅改修費の給付適正を目的とする。	事前承認前から支給後において、随時あるいは一定の基準に基づき調査対象を抽出し、現地訪問調査を実施している。	適切な技術・施工水準の確保、給付の適正化、被保険者の保護
建築関係部局に所属する建築士	設計、見積の妥当性	着工申請書の審査 (全件)、施工後の訪問調査 (一部)	工事価格、給付の適正化
地域の建築士等	対象工事の内容確認	電話で相談	給付の適正化
建築関係局の建築士	適正な設計になっているか (費用も含め)	申請時の書類の確認	適正な設計になっているか確認を行ってもらえる
介護保険課所属の建築士 (非常勤)	適切な技術、施工水準の確保、工事価格の確認等を行うことにより給付の適正化を図る。	・支給申請書の審査 (改修工事の内容や見積金額等) ・「〇〇市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助言制度」の事前・事後確認に担当職員と共に参加する。 ・住宅改修に係る助成に関する問い合わせ等への対応業務	給付の適正化が図られる
高齢相談課に所属する非常勤特別職職員の 1 級建築士	適切な技術・施工水準の確保、給付の適正化	支給申請書の審査、訪問調査	適切な技術・施工水準の確保、給付の適正化
公益法人に所属する建築士	適切な工事内容及び工事価格であるかの判断	事前申請書、支給申請書の審査、訪問調査	適切な技術、施工水準の確保、工事価格・給付の適正化
建築部建築住宅課に所属する建築技師	住宅改修費の適正給付のため。改修工事個所の内容、単価、金額、見積書等に関する適正指導。	支給申請書の審査	適切な技術・施工水準の確保
建築課技師	施工水準の確保、工事価格の適正について検討するため。	支給事前申請時の書類審査において、必要時支援を依頼する。	改修の方法、工事価格の適正について申請者に助言できること。
市役所内の建築課職員	住宅改修の工事内容に構造上の不備等が無い、専門的な視点で確認を行うため。	工事見積りが適切であるか、設計上の不備等が無いかを確認。	強度不足や不要な工事等の、一般事務職では判断の難しい部分に専門的な意見を取り入れられる。
建築課に所属する職員	適切な技術・施工水準の確保	訪問調査	適切な技術・施工水準の確保

問 4-2. 関与する方の所属 (外部機関を含む) と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果 (メリット)
建築課課長補佐	建築について専門的な知識を有する職員が介護福祉課に在籍していないため、申請が適正かどうか判断する根拠に専門家に確認を行っている。	一般的な手すりの取付や玄関の上り框に踏み台の設置などの簡素な工事の施工費については、インターネットや積算資料などで調べて、価格が適正か確認しているが、玄関先の段差の解消のために、メッシュやコンクリートを使用してスロープを作るなど価格が適正か判断しにくい場合、専門家に意見を求めている。	施工水準の確保、工事価格、給付の適正化
建設課建築住宅係に所属する職員	住宅改修の理由書作成施工内容や見積額について適正なものかどうかをチェック	支給申請書に添付される図面、見積書のチェック	介護給付の適正化
建設水道課の職員	適切な改修の審査	事前申請書の審査	適切な改修を実施することができる
建築関係部局に所属する技術職員	専門的な知識が必要な工事内容について適正な支給をしていくため。	事前申請の審査時に住宅改修担当者では確認が難しい場合に、建築関係部局の技術職員へ聞き取りを行う。	適切な技術・施工水準の確保、工事価格・給付の適正化。
建築関係部局に所属する職員 (建築士)	給付の適正化	申請書類の確認・審査において助言をもらう	・不適切・不要な改修の排除 ・給付の適正化
建築関係部局に所属する職員	住宅改造を伴う、住宅改修工事の現地確認	訪問調査	給付の適正化
建築管理課の建築技師	見積と図面から、価格と工事内容の適切性がとれているかの確認	工事費 15 万円以上、もしくは書類だけで確認できない場合に実施。担当保健師 (認定担当) と建築技師で「理由書・見積書・図面」を確認。その後、担当ケアマネ・施工業者・本人・家族・上記 2 人で現地確認。	必要性の確認。検討された設置場所以外は必要ないかの確認
建築関係部局職員	建築・保健・福祉の職員が連携することにより、適切な助言をすることができるとともに、高齢者の日常生活動作に応じた住宅改修を行うため	支給申請時の審査	・工事価格・給付の適正化 ・困難事例における工事内容の適切な技術指導
建築住宅課に所属する技師	工費の積算チェック、資材のチェック等	支給申請書の審査	(例) のとおり
建築の専門家	施工、申請書類作成	見積書、平面図、改修前写真等の添付書類作成	適切な技術
介護保険部局内、担当者が確認し、疑義が生じた場合は建築部局へ相談している。	必要以上の労務・工事になっていないか確認する	見積書等の書類審査	給付の適正化
申請書類に「住宅改修が必要な理由書」が含まれており、福祉住環境コーディネーター (2 級以上) 等、知見を有する者に記載していただくこととしている	申請内容の住宅改修が福祉的な視点からも必要であることを確認いただくため	・訪問 ・資料の作成	本人に合った工事内容の提案となる

問 4-2. 関与する方の所属 (外部機関を含む) と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果 (メリット)
事業所に所属する福祉住環境コーディネーター	支給申請書に必要な書類を作成するため	支給申請書に添付する住宅改修が必要な理由書の作成	工事価格、給付の適正化
保険者、介護保険担当が福祉住環境コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> 給付の適正化 自立に向けた効果的な改修とする 	<ul style="list-style-type: none"> すべての住宅改修意向に対して、予め保険者に相談するよう徹底 計画時から関わり、サービス担当者会議に出席、助言するようにしている。 最初から、本人、家族、ケアマネ、業者に保険者も加わる体制を作っている。 現場での指示、申請者の審査、完成時の確認などすべてに関与している。 	<ul style="list-style-type: none"> 給付の適正化 適切な技術の確保 自立支援に向けた改修
福祉住環境コーディネーター2級	改修業者自身での提出書類の作成を可能にし、利用者の利便性を確保するため。	「住宅改修が必要な理由書」の作成	住宅改修利用者の利便性の拡大
民間企業に所属する福祉住環境コーディネーター	住宅改修が必要な理由書の作成	訪問調査。理由書その他の書類申請手続き。	適切な施工内容の実施
地域包括支援センターに所属する福祉住環境コーディネーター	ケアマネジャー業務の観点から、被保険者が住宅改修を希望する際に、適切なアドバイス等を行う。	住宅改修費支給申請書に係る住宅改修が必要な理由書等の作成業務。	給付の適正化が図れる
介護保険担当で住宅改修業務を担当する職員が福祉住環境コーディネーター資格を保有	利用者の自立に資する住宅改修が行われているかについて、申請時に提出される見積書、図面、写真及び理由書などから書面による審査の適正化を図るため	支給申請書の受付、審査。疑義のある場合は、関係者へのヒアリング。訪問調査	給付の適正化
民間等福祉住環境コーディネーター	住宅改修理由書作成のため	住宅改修の改修内容の助言	給付の適正化など
福祉住環境コーディネーター	住宅改修費の支給申請書に必要な書類の作成		
〇〇県介護保険広域連合に所属する福祉住環境コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の改修理由についての適正化 改修方法についての適正化 	<ul style="list-style-type: none"> 事前申請書類の審査 訪問調査 	適切な技術、施工水準の確保
住環境コーディネーターを有する建築業者	ケアマネジャーの負担軽減	理由書の作成	ケアマネジャーの負担軽減及び申請事務の効率化が図られる
福祉住環境コーディネーター	利用者や家族の希望を把握した上で、身体状況や住環境を考慮して適正に住宅改修を実施するため	住宅改修が必要な理由書の作成	給付の適正化
福祉住環境コーディネーター	適切な改修作業を実施するため	理由書の作成	利用者への適切な説明
施工業者所属の福祉住環境コーディネーター (2級以上)	住宅改修が必要な理由書の作成	住宅改修が必要な理由書を作成できる有資格者に福祉住環境コーディネーターを含めている。	有資格者が理由書を作成することで、被保険者本人に合った工事を行うことができる。
建築業者に所属する福祉住環境コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修が必要な理由書の作成 見積書の作成 	訪問調査	適切な工事内容の確保

問 4-2. 関与する方の所属（外部機関を含む）と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果（メリット）
介護高齢課介護給付係に嘱託職員として福祉住環境コーディネーター（2級）	専門的な知見で書類をダブルチェックするため。	・支給申請書の審査 ・完了届の審査	工事の安全性確保
住宅改修施工業者に所属する福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者	住宅改修費の支給の申請に係る理由書の作成	住宅改修費の支給の申請に係る理由書の作成	給付の適正化、迅速な施工
福祉部介護保険課に所属する福祉住環境コーディネーター	利用者の身体状況に応じた住宅改修となるよう助言を目的とする。事前訪問調査	要介護要支援認定者の住宅改修相談、ケアマネジャーのついていない利用者の住宅改修理由書作成、現地訪問調査、疑義のある見積書類等の内容確認	利用者の身体状況に合った住宅改修、給付の適正化
直営の地域包括支援センターに所属する福祉住環境コーディネーター	改修内容の確認や給付の適正化	申請書の審査	給付の適正化
福祉住環境コーディネーター	相談・助言を行うため	住宅改修が必要な理由書の作成	適切な技術・施工水準の確保
福祉用具販売等事業所に所属する福祉住環境コーディネーター		住宅改修の申請	給付の適正化
福祉住環境コーディネーター2級以上	住宅改修制度の利用支援	居宅介護支援（介護予防支援）を受けていない方の住宅改修の理由書作成業務委託の請負	要介護（支援）者が、住宅改修のみを希望し、ケアマネジャーと契約しないこととした際、当該事業により理由書作成業務が無報酬とならないため、結果として利用者の住宅改修制度の利用支援となる。
福祉住環境コーディネーター2級の資格を有する住宅改修担当職員（3名）	・改修の必要性について確認するため（過剰な改修の防止など） ・改修の内容について事業所やケアマネジャーから相談があった際に適切な助言をするため。	・支給申請書の審査 ・訪問調査	給付の適正化
市役所介護保険課の嘱託職員（福祉住環境コーディネーター2級）	給付の適正化	支給申請書の審査	給付の適正化
NPO に所属する建築士または福祉住環境コーディネーター	身体状況及び建築学的に施工方法等が安全かどうか	訪問調査	適切な技術・施工水準の確保、工事価格・給付の適正化
外部 NPO 団体（一級建築士、二級建築士、福祉住環境コーディネーター1級、住宅改修アドバイザー）	給付適正化	支給申請書の審査（事前、事後）、訪問調査、利用者や施工業者および関係者に対する専門的助言	工事価格・給付の適正化。対象者の身体状況に応じた改修案の提案
地域整備課に所属する建築士の資格を有する者、保健福祉課に所属する適正化担当職員が福祉住環境コーディネーターの資格を有している。	住宅改修に関して専門的な知識が必要な時、建築の資格を有する職員にアドバイスをもらう。	支給申請書の書類審査時に、適正な改修かどうか、金額が妥当かどうか判断してもらう。	給付の適正化

問 4-2. 関与する方の所属 (外部機関を含む) と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果 (メリット)
〇〇市住宅供給公社に委託し、一級建築士又は福祉住環境コーディネーターが調査を担当する	本人の身体状況に応じた工事が適切に施工されているか確認するため	現地より、工事内容や費用が適切であるか、施工状況の調査を行う	本人の身体状況に合った工事がされているか確認できる。実地調査があることで、施工業者に一定の緊張感をもってもらおう。
〇〇市要介護住宅改修アドバイザー派遣等実施要領に基づく建築士1、または福祉住環境コーディネーター2級を所持しているボランティア	要介護高齢者が安心した住宅改修を行うことができるよう支援すること。	要介護認定を受けている方より、居宅介護住宅改修費もしくは、介護予防住宅改修費又は〇〇市要介護高齢者等住宅改造費補助金に係る住宅改造において、住宅改修の内容や見積書等の点検を依頼された時に、利用者又は施工業者に対して必要なアドバイスを行う。	適切な技術・施工水準の確保、工事価格、給付の適正化
介護保険課正規職員福祉住環境コーディネーター2級1名、嘱託員一級建築士1名	利用者保護の観点から審査を行う。心身の状況、住宅の状況等をチェックし、工事の適正化と給付の適正化を目的とする。	支給申請書及び完了届の審査。来庁者、電話による相談へ回答やアドバイス。訪問調査を行う必要がある場合は同行 (事例は少数)。	適切な技術・施工水準の確保、工事価格・給付の適正化。市民、施工業者、ケアマネジャーの相談窓口としての意義。
建築関係業者の福祉住環境コーディネーター、建築士	理由書の作成	理由書の作成	
地域包括支援センターに属する福祉住環境コーディネーター、工事の施工を行う建築の専門職	適正な給付かどうか。住改の身体的効果をはかるため	訪問の調査	給付の適正化

②リハビリテーション専門職が関与する取組別

自由回答

問 4-2. 関与する方の所属 (外部機関を含む) と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果 (メリット)
〇〇町地域包括支援センターに所属する作業療法士	住宅に手すり等の取り付け箇所の提案 (助言)	・必要に応じ、事前訪問調査の立会 ・支給申請の確認	・適切な技術提供 ・給付の適正化
担当部署に所属する作業療法士	申請者が日常生活を営むために必要な改修となっているかを確認	事前認証申請書の審査、支給申請書に基づく訪問調査	適切な技術・施工水準の確保
・〇〇保健福祉事務所に所属する作業療法士 ・サービス利用中の介護老人保健施設の作業療法士 ・入院中の病院の作業療法士	・サービス受給者にあった改修を行うため ・本人の体調や理解や生活の場を考慮し、適切な設置を行うため	・訪問調査 (事前) ・事前申請書類の審査	・給付の適正化 ・利用者本人への適切な改修の実施
介護保険事業所に所属する作業療法士	家屋の構造、被保険者の身体状況及び介護サービス利用状況等をふまえ、改修内容の相談に応じ、助言を行うため。	訪問調査	給付の適正化
町民課に所属する作業療法士	適正化	申請書の審査、訪問調査	給付の適正化
地域包括支援センター (町直営) に所属する作業療法士	本人が安心して生活ができるようにアドバイスしている	訪問、ケアマネと話し合い (手すりの位置確認等)	
町営診療所の作業療法士	適切な改修や動線に沿った暮らしができるように	申請や相談があれば訪問してケアマネと協議する	適切な修繕ができる
高齢者〇〇支援室に所属する作業療法士	被保険者の心身状況・介護状況・家屋環境に応じた改修内容の確認・指導。住宅改修費申請の適正確認・指導	申請書の審査。完了届の審査	給付の適正化
地域包括支援センター (直営) に所属する作業療法士	・給付の適正化 ・専門的な官庁調整の助言	・訪問調査 ・申請書等の確認	給付の適正化
環境部局に所属する作業療法士	改修箇所の選別	訪問調査	給付の適正化
社会福祉法人所属 作業療法士	給付の適正化	支給申請時の訪問調査、住宅改修検了調査	給付の適正化、施工水準の確保
〇〇市立病院の作業療法士	地域リハビリテーション活動支援事業の取組として関与している。	退院前の身体評価、訪問調査、改修後の生活状況の評価	専門的視点により、改修者の自立支援、在宅生活の継続のため、真に必要となる改修内容とする。
〇〇市地域包括支援センターに所属する作業療法士	作業療法士の視点から見た改修内容の確認、助言	訪問調査を行い、現場での指示・助言	適切な技術水準の確保、不必要な改修の適正化等
健康増進課に所属する作業療法士	・介護保険住宅改修の上乗せ事業の訪問調査 ・ケアマネジャーにより依頼があった場合	事前の訪問調査	より身体機能に合わせた住宅改修が行える
地域包括支援センターに所属する理学療法士	改修箇所が、利用者に対し適切かどうか判断するため	訪問調査	給付の適正化
民間企業に属する理学療法士	改修の内容、必要性等を確認するため	訪問調査	本人の身体状況に適した改修工事となる
病院関係の理学療法士	かかりつけの病院の担当者として関与	訪問調査への立ち合いとして。	動作確認時にアドバイス等を得ることで給付の適正化へつながっている。

問 4-2. 関与する方の所属（外部機関を含む）と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果（メリット）
町内病院等（町外病院の場合もあり）に属する理学療法士	主に退院前に被保険者の在宅生活に相応しい住環境であるのかの確認と、必要に応じて住環境整備の提案をするため	住宅改修前申請時の訪問調査	被保険者に最低限必要とする住宅改修箇所を提案いただけること
病院委託（理学療法士）	改修場所や位置について助言	訪問による助言	対象者に適した改修が行える
ほけん福祉課内包括支援センターに所属する理学療法士	適正化、アドバイスをするため。	事前申請書の審査（必要なケースのみ）、訪問調査	適正化
老健に所属する理学療法士	住宅改修時に要介護者の状態から具体的にどのような改修が必要であるか提案してもらうため	住宅改修前の提案（改修の要・否、具体的改修内容等）	給付の適正化、要介護者の身体機能改善
高齢者福祉課地域包括支援センター係に所属する理学療法士	施工予定の工事が被保険者にとって適切か判断するため	施工前に利用者宅にケアマネ・工事業者と現地確認・本人確認に行き、工事内容が本人にとって適切になるよう必要に応じて助言等を行う。また、工事についての理学療法士としての所見を理由書の保険者評価欄に記入する。	適切な技術・施工水準の確保
町立診療所の理学療法士	住宅改修の必要性	ケア会議におけるケアプラン点検で住宅改修の内容、妥当性についてを審査する。	給付適正化
健康ほけん課 理学療法士	住宅改修内容についての助言	訪問調査、理由書・見積書の審査	詳細な審査が行えている。
当課に所属する理学療法士	本人の身体状況を確認し、適正な給付をするための審査を行っている。	決裁時の書類審査	給付の適正化
理学療法士	住宅改修内容の助言、本人の状態に適した改修内容であるかの確認	家庭訪問	適正な改修
健康福祉課の PT	改修時、ケアマネが悩んだり、大掛かりな工事となった時の助言	相談があったケースには同行訪問する	適切な改修案の提示により、施工水準が確認できる。
介護保険課所属の理学療法士	専門的分野の見地から、住宅改修の内容の適正化を図る。	・住宅改修の理由書、設置場所等の審査 ・改修にかかる訪問調査及びケアマネの指導・助言	給付の適正化
介護保健センターに所属する理学療法士	身体機能や日常生活動作能力に合った住宅改修が行われているか、適正の可否の目的で行っている。	支給申請書の審査、訪問調査	給付の適正化
健康介護課 理学療法士	住宅改修事前協議の審査	申請書の審査、場合によっては訪問調査	給付の適正化
市内のデイサービス事業所に所属する理学療法士	住宅改修事業者に対して、被保険者本人にとって、どのように住宅改修をすれば自立支援のためになるのか、効果的なのか、という観点を持ってもらうため。	市の住宅改修受領委任払い事業者登録の初回時に、研修会において、理学療法士による講義を行っている。（更新は免除）	被保険者に対して適切な工事を行える。

問 4-2. 関与する方の所属 (外部機関を含む) と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果 (メリット)
介護予防事業を委託している医療機関の理学療法士	改修が適正かどうか	訪問調査 (申請前)、審査	給付の適正化
〇〇県理学療法士会に所属している理学療法士	要介護被保険者等の状態に応じた適切な給付を行うため (〇〇広域連合と協力して事業を行っている)	住宅の訪問調査	給付の適正化
地域包括支援センター所属の理学療法士、当課所属の理学療法士 (介護保険認定調査員)	理由書および認定情報から読み取れる本人の状態像と工事内容の整合性に疑義がある場合に、その工事が妥当であるかを判断するため。	上記の場合に意見を求める。	給付の適正化、被保険者の安全確保
在宅ケア事業団所属の理学療法士	利用者の身体状況に応じた改修が行われることを目的として。	訪問調査	利用者にとって本当に必要な改修が行われ、かつ給付の適正化も図れる
福祉総合支援課理学療法士	・利用者の身体機能に応じた最適な住環境の調整を行う。 ・申請手続きを円滑に処理する。	・相談 (訪問、窓口、電話など) ・支給申請の審査 ・モニタリング (随時)	・福祉用具の活用も含めて、身体能力を活かした住環境の調整が行える。 ・不必要な住宅改修 (専門的にみて) が実施されないように監視できる。
町立病院の理学療法士、町地域包括支援センター理学療法士 訪問アドバイス	自立支援を考えた視点で住宅改修を行っているか、単にサービス利用だけでない、いろいろな方法の検討を行っているか、を目的とする。	ケアマネジャーの依頼により、上記理学療法士が同伴 (ケアマネジャー) 訪問する。	自立支援となる改修、給付の適正化
〇〇診療所、作業療法士・理学療法士	身体に何らかの不自由がある方の専門的視点からの意見が得られるため	改修前の訪問において、改修業者への改修におけるアドバイス	身体に何らかの不自由がある方の、改修業者本位ではなく、障害程度に沿った改修をすることができる。
・〇〇市保健センターに所属する作業療法士 ・病院に所属する理学療法士・作業療法士 (被保険者が入院中の場合) ・訪問リハビリ、デイケアに所属する理学療法士・作業療法士 (被保険者が訪問リハ、デイケアを利用していた場合)	・不適正な住宅改修工事を削減する為 ・適正な工事の確保には、対象者の身体状況や住宅改修の効果について、熟知した専門職の意見が不可欠であるため	①事前訪問による調査の実施 ②事前訪問に基づく記録票の作成 ③業者との連絡調整 ④施工後の状況確認	・不適正な住宅改修工事の削減 (給付の適正化) ・身体状況に見合った工事を実施できる
社会福祉協議会に所属する作業療法士・理学療法士	被保険者の日常生活の維持向上を図り、悪化を防ぐとともに、高齢者ができる限り自立した生活を送り、自己実現を達成できるよう支援することを目的としています。	訪問調査	・給付の適正化 ・住宅改修時の動作指導 (安全で正しい使用方法の教授) ・福祉用具と比較検討の提案 (費用面や本人の動きに合わせた方法を提案する)
作業療法士や理学療法士	相談、助言を行い、可能な限り日常生活の自立を助け、高齢者等が長期にわたる在宅生活を維持することを目的としている。	身体状況及び住環境に関するアセスメント。住環境整備に関する助言及び日常生活のアドバイス。	本人、事業者、ケアマネに、作業・理学療法士の意見が加わることで、適切な住宅改修を行うことができる。

問 4-2. 関与する方の所属 (外部機関を含む) と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果 (メリット)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 村の作業療法士 ・ 被保険者さんが利用している事業所の通所または訪問 PT・OT さん 	ご本人にとって適した使いやすい改修をするため。専門的なアドバイスを頂いています。	改修の事前立ち合いへの出席、改修業者さんへのアドバイスの作成、改修後の使用状況の確認として	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご本人の状況を知っている専門職にアドバイス書を作成してもらうことでご本人にとって適した、使いやすい改修となる。リハビリの専門職ならではのアイデアを頂け、改修につながられる。 ・ 業者まかせにするのではなく、リハビリの専門職と村の介護保険事務担当も含め、業者さんと事前立ち合いを行っているため、適正化にもつながっていると思います。
長寿介護課所属の理学療法士、作業療法士	被保険者の身体状況に応じた適切な改修内容であるかどうかの確認のため	事前申請時の訪問調査	被保険者の身体状況に応じた適切な改修が行われ、給付の適正化につながっている。
市の外部団体である (公財) 福祉公社の補助器具センターに所属する作業療法士、理学療法士。	事前申請の内容について、保険者のみでなく、専門的な観点から審査を行い、給付適正化に努める。必要に応じて、被保険者宅へ訪問し、住宅改修、福祉用具について、専門的な観点からケアマネジャーや施工業者へ、アドバイスを行い、保険者とは異なる中立・公平な立場から後方支援を行うことを目的としている。	福祉用具を含めた、総合的な住環境整備に関する相談受付や訪問調査、事前申請書類全件チェックなどを実施している。	事前申請以前から訪問、相談などで関与することができるため、適切な施工及び給付を行うことができる。
高齢者支援課に所属する理学療法士、作業療法士	給付の適正化	訪問調査、申請書の作成	給付の適正化
委託先 (医療法人社団等) に所属する理学療法士または作業療法士	要援護高齢者等本人の身体状況や意欲、家屋構造に合わせた適切な助言や相談、指導を行うと共に、本人とその家族の福祉の向上を図ること。	半日 (3 時間) を 1 回とし、毎月 2 回理学療法士等を派遣することにより自立を促すための居室等の改良の助言や確認 (支給申請以前)。	技術的で豊富な知識と経験を有する理学療法士等の助言や相談、指導による適切な工事内容。
市立病院の PT 及び OT	介護給付等費用適正化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書類の審査確認 ・ 訪問調査及び指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な技術指導及び施工水準の確保 (機能的な施工) ・ 給付の適正化
近隣にある町外の病院の理学療法士や作業療法士 (利用者が入院中にリハビリを担当しているリハビリスタッフ)	退院前に自宅での環境を整備して、安心・安全に自宅での生活を過ごせるようにするため	退院前になると、病院から連絡が入り、包括支援センター職員とケアマネジャー、(本人)、家族の立会で、実際に自宅に病院のリハ職と本人が外出で来られて、実際の住宅改修内容についてみんなで検討し、確認、決定する。	本人が自宅に帰った時に、安全・安心して自宅で生活できるように適切な住宅改修が実施できる (本人の状況にあった)

問 4-2. 関与する方の所属 (外部機関を含む) と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果 (メリット)
<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修を必要とする対象者の支援に関わっている理学療法士、作業療法士 〇〇県域で構成される理学療法士会、作業療法士会に加入する理学療法士、作業療法士 	<ul style="list-style-type: none"> 専門職の視点から、真に必要な機能的な改修工事であるかの評価 個々の状況を分析・確認し、福祉用具等の活用を視野に入れたサービスの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 改修前に家屋の訪問調査に同行してもらい、動線の確認、整理、対象者の在宅環境での機能評価を実施したうえで、改修の必要性、効果をケアマネジャーが作成する理由書に落とし込めるようにアドバイスをしてもらっている。 市が主催する地域ケア会議に助言者として出席してもらい、評価、助言を行ってもらっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 過剰な住宅改修の抑制、給付の適正化 地域ケア会議に施行業者も参加している中で、直に指摘、助言が行われることから、施工業者の改修に対する意識確認や気づきに効果が出ている。
〇〇市リハビリテーション協議会に属する PT、OT 等	住宅の改修や福祉用具の活用、リハビリ等に関して専門的な助言・指導を行うことで転倒予防、動作の容易性の確保、介護負担の軽減を図り、居宅生活がより安全に継続されることを目的とする。	居宅を訪問し、本人の状態に合わせた住宅改修の助言、福祉用具の使用に関する助言等を行う。	本人の状態に合わせた適切な改修
医療機関、介護保険施設の理学療法士・作業療法士	実際に利用者の家を訪問することにより、利用者が生活しやすく、介護者が介護しやすい、実体にあった住環境を整備できること。	退院 (所) 前の訪問による現場確認。	利用者の ADL を考慮した必要な個所の選定。
市内及び近隣市町の医療機関に所属している理学療法士や作業療法士	改修内容が複雑で書類審査だけでは適正な改修であるかの判断ができない場合や改修内容と対象者の身体能力や介護者の関わり方を実際に現場において検討を行うことで適正な改修となるようにするため	全件、担当の介護支援専門員からききとり確認を行っているが、そのうちでも複雑な内容の改修や書類だけでは改修の効果が具体的に確認できないものについて現場確認を行う。	給付の適正化につながる
地域リハビリテーション事業で派遣された理学療法士、作業療法士	本人の状態に合った改修となるよう、また自立支援につながる改修となるよう、専門的知見からアドバイスをもらっている。	地域ケア会議において行われる住宅改修の事前審査で、具体的な助言をいただき、必要があれば計画の修正を行う。	給付適正化。本人の自立支援に資する改修が行われる。
〇〇県理学療法士会より派遣された理学療法士、〇〇県作業療法士会より派遣された作業療法士	適切な住宅環境に関する意見をいただくため。	自立支援型地域ケア会議	専門的な視点から、自立に資する住宅環境になっているか、意見をいただくことができる。
〇〇リハビリテーション療法士会に所属する理学療法士、作業療法士	住宅環境の確認・環境改善のための助言・指導	訪問による環境確認及び利用者、家族、ケアマネジャー、改修業者に対する助言。	適切な施工水準の確保。給付の適正化
医療機関所属の理学療法士、作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> 在宅生活の自立を目指して現在の状態を評価。 家屋評価 	退院前に本人と自宅訪問し、住宅改修や福祉用具購入の必要性の有無を専門的視点で判断してもらい、訪問後に具体的な書類を作成していただいている。その書類を元に、家族、本人、住宅改修事業所や福祉用具販売事業所と相談し、対応している。	専門的視点での判断、助言が得られるため、適正な給付へとつながっている。連携ができるようになってきた。

問 4-2. 関与する方の所属 (外部機関を含む) と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果 (メリット)
介護事業所に所属する理学療法士・作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全性に配慮した視点で点検・調査 ・職員の審査事務の資質の向上 ・事業所に対する指導につなげ適正なサービス環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書類の確認 ・訪問調査 	施工内容の適正化
<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービス・デイケア・診療所に所属する理学療法士・作業療法士 ・長寿福祉課の理学療法士 	本人の状態に応じた改修の提案をするため	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修検討段階で、本人・家族・ケアマネジャー・改修業者・セラピストと一堂に会し、本人の動作を見た上で適切な改修になるよう助言している (委託) ・住宅改修着工前の申請書類のチェック (長寿福祉課の理学療法士) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な工事の削減 (建築士など動作のことを知らない人が不要な工事を勧めていることが少なくない) ・本人の状態に応じた適切な環境整備 (福祉用具の利用も含めた検討は行っている)。
健康部 (各健康サポートセンター) に所属する理学療法士、作業療法士	熟年者の身体状況にあった改修になっているか助言を受ける	訪問調査時に、一般職員では判断が難しい場合に同行してもらい、熟年者の身体状況にあった改修なのか助言をしてもらう。	適切な改修が行える
理学療法士、作業療法士 (両協会に相談の上、派遣していただく)	対象者の身体状況に応じて改修内容について助言をいただく。	事前提出の理由書の確認、現地確認等	助言に基づき、身体状況に応じた適切な住宅改修を行うことで、対象者がより長く在宅での生活を継続できるような環境を整備することができる。
病院等に勤務する理学療法士、作業療法士	利用者が入院中に住宅改修を行う場合、その改修内容について、専門的知見からの確認を得るため。	利用者が病院等から自宅に一時帰宅する際に同行してもらい、改修内容の確認をしてもらう。(同行できない場合には、改修内容が分かる書面を確認してもらう)	給付の適正化
外部の理学療法士、作業療法士	住宅改修の位置や内容、他に有用な方法がないか助言をもらうため。	地域ケア会議において助言者として出席を依頼している。(要支援1～要介護1かつ住宅改修金額5万円以上のケースはケア会議にかける運用としている)	ケアマネジャー、利用者本人が気づかないところについて専門的知見からアドバイスが得られるため、より有効性の高い住宅改修が可能となる。
市と業務委託契約を締結した医療機関に所属する理学療法士、作業療法士	専門的な運動機能評価や動作評価、住環境整備に関する相談指導を行うことにより、在宅等療養者が住み慣れた場所で生活し続けられるようにすること。	<ol style="list-style-type: none"> ①対象者の居所 (自宅、有料老人ホーム、ケアハウス等) への訪問 ②対象者への運動機能・動作・住環境評価を面接にて実施 ③②に基づき、対象者やその家族、支援者等 (介護支援専門員、住宅改修業者等) に対し (必要に応じて) 住宅改修実施に関する具体的なアドバイスを行う。 	対象者本人の状態や住環境に合わせた適切な住宅改修が行える。

問 4-2. 関与する方の所属（外部機関を含む）と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果（メリット）
地域包括支援センターに所属する理学療法士、町立病院に所属する理学療法士、作業療法士	ケースに応じて住宅改修に関する助言の実施	訪問同行、および助言	自立支援に向けた住宅改修の実施。身体状況に応じた住宅改修の実施。
リハビリ専門職等	効果的な改修のため	ケアプラン検証の中で関与	給付適正化
非常勤職員（理学療法士、作業療法士）	主に高齢者設備改修との併給の場合（浴室の低浴槽化等）	訪問調査	給付の適正化
〇〇病院に所属する理学療法士、作業療法士	適切な住環境を整備するため	訪問調査	適切な技術・施工水準の確保と環境整備のため
理学療法士、作業療法士	地域ケア会議にて住宅改修の検討、助言、給付の適正化	地域ケア会議に住宅改修の検討、助言など	給付の適正化
病院に勤務する理学療法士及び作業療法士、自治体の障害者福祉センターに勤務する作業療法士	高齢者（以下、「要介護高齢者等」という）が居住する住宅を改修するに際し、要介護高齢者等の住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者を派遣し、要介護高齢者等にとって、より有効な住宅改修を行うことにより、要介護高齢者等の在宅生活を支援することを目的とする。	（１）施工前に対象者の居室を訪問し、家屋の構造、対象者の身体状況及び介護サービスの利用状況等を踏まえて、専門的見地から住宅改修の助言を行う。 （２）施工業者に対して、住宅改修の内容に関する指導・調整を行う。 （３）見積書・内訳書等の内容について、住宅改修内容との確認を行う。 （４）施工後に対象者の居室を再訪問し、住宅改修の結果の確認を行うとともに対象者に対して住宅改修後の利用上の注意点などを説明する。	・給付の適正化 ・利用者様の自立支援
・訪問ケアサービス提供事業所のPT、OTなど ・地域ケア会議出席の助言者	住宅改修の必要性の確認、設置位置等の確認、動作確認	訪問リハ利用時及び地域ケア会議内での助言	給付の適正化、設置意義の確認
高齢者支援課に所属するPT・OT	・新規認定者の円滑なサービス利用 ・専門的知識による適正な改修への支援	現地での工事内容確認、意見書の作成	適正な施工水準の確保
理学療法士、作業療法士	住宅改修に関する相談及び助言を行い、高齢者の在宅生活を支援することを目的としている。	訪問等により、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保険福祉サービスの活用状況を踏まえ、住宅改修の相談に応じ、助言を行う。	相談支援
病院の理学療法士、作業療法士等	利用者それぞれに合った工事をするための助言等	訪問調査等	適切な技術・施工水準の確保
・医療機関に所属する理学療法士、作業療法士 ・訪問看護ステーションに所属する作業療法士等 （住宅改修の全数ではない）	ご本人の機能についてのアセスメント、ご本人の機能に合わせた改修内容についての助言→自立支援に向けた研修を目的とする。	事前申請に向けての訪問調査（家屋調査等を含む）	適切な技術・施工水準の確保、工事価格・給付の適正化、ご本人の機能についてのアセスメント、ご本人の機能に合わせた改修内容についての助言→自立支援に向けた研修を目的とする。

問 4-2. 関与する方の所属（外部機関を含む）と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果（メリット）
保健福祉関係部局に所属する理学療法士、作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者へ適切な改修の提供 ・改修内容の適正化 ・給付の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問調査 ・対象者の身体的、精神的アセスメント ・自立支援のための改修内容の提案 ・改修業者との調整 ・必要に応じ改修後のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な改修内容の確保 ・適正な工事価格の確保 ・対象者への適切な改修の提案 ・給付の適正化
役場住民課の保健師	利用者の住宅改修の必要性を行政が把握するため	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問調査 ・完成検査 ・介護制度等の相談 	給付の適正化
保健課所属の保健師（技術職）	被保険者の体の状態や動作等を確認し、手すりの取付位置等を指導・支持する。	訪問調査	工事内容の適正化
地域包括支援センターに所属する保健師	受給者に合った住宅改修となっているか検証し、申請段階では見落としていた箇所への改修の提言。理由書の記載内容を確認し、より受給者の状態がわかるようにケアマネジャーへ追記いただく場合もある。	毎週月曜日に事前申請書の内容に関する検討会の実施（改修費用5万円以上）。設置箇所の状況が写真からではわからない場合は、訪問し、家族やケアマネジャーから聞きとりを行っている。	介護予防教室への参加や認知症見守り登録等、他サービスへ申し込みを行う、きっかけづくりにもなっている。
介護保険局に所属する保健師	心身の状況から改修の必要性について確認を行う。	支給申請書の審査の結果、必要に応じて訪問調査を行う。	理由書の現病歴、家族状況等の記載の確認、指導が徹底できる。

**③建築系・リハビリテーションその他多職種の専門職
が関与する取組別自由回答**

問 4-2. 関与する方の所属（外部機関を含む）と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果（メリット）
<ul style="list-style-type: none"> 外部機関の理学療法士 外部機関の建築士 	不適正な工事を減らし、高齢者の自立支援につながる質の高い住宅改修工事が行われることにより、介護保険給付の適正化を図ることを目的として実施します。	居宅介護（介護予防）住宅改修の支給申請をした要介護（要支援）被保険者、住宅改修施工業者、理由書作成者が訪問調査の対象者です。	専門家が実際に利用者宅を訪問し、施工箇所と利用者の身体状況を確認することで、工事内容が適切かどうか判断することができる。当市では理学療法士と一級建築士に調査を依頼しており、身体的な面と、工法的な面、利用法から妥当性を判断している。その際、担当職員、施工業者、ケアマネも同席することで、適切な工事についての知識を共有することができ、市で行う住宅改修全体の品質の底上げが期待できる。
委託している外部の建築士、委託している外部の理学療法士等の有資格者	給付の適正化（改修計画に対する建築的観点、福祉的観点からの確認、提案、助言）	<ul style="list-style-type: none"> 訪問調査 給付金額の査定 	給付の適正化、適切な施工水準の確保
<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市の住宅まちづくりの推進を目的とする非営利団体組織に所属する一級建築士 〇〇市に所在する病院に所属する理学療法士 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知識を持つ者の観点から住宅改修の施工内容や利用者の施工後の利用状況について等問題がないか確認を行うため。 住宅改修に関する研修会にて、リハビリ専門職等、他職種との連携を図ることの重要性を施工業者に理解してもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修費助成制度における改修内容について精査を行うための施工前の訪問調査 介護保険住宅改修の施工後の竣工検査 住宅改修に関する研修会の講義 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の施工内容に問題があれば、施工のやり直しを求めたり、申請金額を適正な価格へ変更していただく等、給付の適正化へ寄与している。 リハビリ専門職等他職種との連携を図りながら、住宅改修を行うことの重要性を理解してもらうことで、被保険者にとってより効果的な住宅改修を行うことに繋げる。
建築課建築士、町立病院の理学療法士	点検機能として	全件ではないが、施工前や後に年に数件、点検を実施している。	支給申請書の審査、訪問調査。不適正な利用の抑止力になればと思っています。
市内に事業所を持っている建築士（主には市の建築士グループに属している）。市外勤務で住宅改修に関する知識を持つ作業療法士。	住宅改修に関する相談・助言を行う。住宅改修費助成（市町村特別給付）対象となる改修内容の提案を行う。	訪問調査への同行。改修案の作成（見積書、図面、改修箇所の提案）	工事価格・給付の適正化。対象者の身体状況に応じた改修案の提案
介護保険課に所属する建築士、看護師の資格を有する嘱託職員	介護給付適正化事業の中で住宅改修の適正化事業を行っており、適正な住宅改修の給付を行うという目的のため関与している。	住宅改修に係る支給申請書の審査及び審査する上で適正な給付であるか確認をするための訪問調査	建築士や看護師の有資格者が住宅改修の支給申請書を審査することにより、専門的な助言・指導が行われ、もって住宅改修の工事内容及び給付の適正化が図られる。
建設水道課に所属する1級建築士、地域包括地域センターに所属するケアマネジャー	工事内容、見積等の点検。利用者に必要な工事を行うための助言等。	申請書類の審査	施工内容、施工価格等の適正化

問 4-2. 関与する方の所属（外部機関を含む）と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果（メリット）
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向住宅研究所所属／一級建築士（～平成 26 年度） ・建築事務所所属／一級建築士兼社会福祉士（平成 27 年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付の適正化 ・正しい住宅改修の知識の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問調査（事前・事後とも） ・支給申請の審査 ・住宅改修についての相談 ・住宅改修についての研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切かつ効果的な住宅改修の実施 ・給付の適正化 ・施工水準の確保
<ul style="list-style-type: none"> ①地域包括支援センター介護福祉士 ②町建設課建築士 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口、関係者への連絡調整等 ②難しいケース、高額となるケースに助言 	<ul style="list-style-type: none"> ①ケアマネと同行訪問、図面作成、動作確認、必要に応じて理由書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付の適正化 ・必要な工事に限定、無駄な工事を省くことができる ・建築士が関わることで、適正価格が見込める
作業療法士・福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上の資格を有する者	居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、上記の職種の者等が住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務をする。（〇〇市住宅改修支援事業実施要綱に規定）	居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、上記の職種の者等が住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務をする。（〇〇市住宅改修支援事業実施要綱に規定）	住宅改修を希望する要介護者又は要支援者の状態にあわせ、適切な施工に対する助言等を期待している。
「福祉住環境を考える会」会員の作業療法士、住環境コーディネーター等	住宅改修（福祉用具貸与・購入）の適正化	終了案件の審査（研修会）、事前申請時の相談・現地確認	専門知識のある方からの具体的な指摘、アドバイスがいただける。現地確認は年 1～2 回程度だが、本人にとって適切な改修を家族、CM 施工業者と確認でき、介護保険の住宅改修の目的を理解してもらえる機会になっている。
居宅介護支援事業所に属する作業療法士、福祉住環境コーディネーター	住宅改修が必要な理由書の作成（住宅改修のみの利用者に対する）	住宅改修のみ利用を希望し、住宅改修によって自立が可能であり、現状他のサービスが不要である利用者に対し、担当のケアマネでなくても理由書を作成することができる。	住宅改修のみ利用したい方が居宅の契約をしなくても利用できるため、サービス利用の促進ができる。
<ul style="list-style-type: none"> ①介護長寿課内に所属する福祉住環境コーディネーター 2 級の嘱託職員 ②福祉用具事業所等に所属する福祉住環境コーディネーター 	<ul style="list-style-type: none"> ①申請内容の審査 ②理由書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ①改修内容や見積りの確認 ②住宅改修のサービスのみを希望しており、担当のケアマネジャーが不在の場合、アセスメントの実施や家屋調査、住宅改修に必要な理由書の作成を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ①給付の適正化 ②担当のケアマネジャーが不在の被保険者に対して、住宅改修の便宜を図れる。適切な改修内容の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修業者に所属する福祉住環境コーディネーター ・高齢者支援関係部署に所属する作業療法士 	適正・適切な内容の住宅改修を行っているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修理由書の作成 ・住宅改修前後の現地確認 	給付の適正化

問 4-2. 関与する方の所属（外部機関を含む）と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果（メリット）
〇〇市福祉サービス公社（〇〇市が出資して設立した財団法人）に委託している。関与する職員は福祉住環境コーディネーター２級の資格あり	〇〇市で規定する成績評定書に基づいて、工事の施工管理や現場管理、出来形を確認。 ・工事内容について法律等に照らし合わせ適切に行われているかを現場で直接確認するため。	・工事前の訪問調査 ・工事後の確認検査	・適切な技術・施工水準の確保 ・住宅改修対象外工事の把握
介護保険課に所属する福祉住環境コーディネーター、作業療法士等	介護給付費適正化に係る住宅改修の点検	・住宅改修費事前申請及び事後申請（完了届）の審査、訪問調査	給付費の適正化
高齢介護課に所属する保健師、福祉住環境コーディネーター	身体状況に合った工事であるか確認するため。金額、工事内容等に疑義がないか確認するため。	支給申請書の審査（必要に応じて建築業者やケアマネジャーに電話で詳細を聞き取る。再提出や追加資料を求めることも多い。）	工事価格、給付の適正化
高齢介護課に所属する作業療法士、介護支援専門員	住宅改修の適正化	・事前申請時での書類チェック ・訪問調査	給付の適正化
国保病院＝理学療法士、地域包括支援センター＝介護福祉士	複数の専門職の意見により真に必要な改修内容を協議する	改修前の訪問調査	より良い改修内容を見いだせる
市立病院に所属する理学療法士 市包括支援センターに所属するケアマネジャー（看護師）	改修が申請者にとって適正であるかの判断 生活動線、改修内容等のチェック	支給申請書の審査	給付の適正化
高齢者総合支援課 高齢者総合支援係 理学療法士、介護給付課 ２級福祉住環境コーディネーター	申請審査→２級福祉住環境コーディネーター 現地確認（動作確認）→理学療法士、２級福祉住環境コーディネーター	事前申請・支給申請の審査、現地訪問確認（動作確認）	１．給付適正化 ２．適切な施工方法の確認 ３．利用者に必要な（役立つ）住宅改修であるか ４．事業者に対して牽制効果
高齢福祉課に所属する嘱託職員１名（住環境コーディネーター２級、理学療法士の資格を有する）	適正な住宅改修であるか審査するため	支給申請書の審査、訪問調査	適切な技術・施工水準の確保、工事価格・給付の適正化
高齢者支援課に所属する非常勤職員で、介護支援専門員や福祉住環境コーディネーター等の資格を有する者。	専門的見地から、住宅改修・福祉用具購入等の審査・助言を行うため。	支給申請書の審査、訪問調査（事前・事後）	申請者の自立支援につながる改修内容か、審査・助言を行うことで給付の適正化が図られている。
地域包括支援センターの専門職職員、指定居宅介護支援事業所のケアマネジャー、改修事業所に所属する福祉住環境コーディネーター		住宅改修時に、基本的には利用者を担当するケアマネジャーが記入した理由書を添付してもらっている。改修事業所に福祉住環境コーディネーターが所属している場合は、その理由書を所属する福祉住環境コーディネーターに記入してもらうことも認めている。	

問 4-2. 関与する方の所属 (外部機関を含む) と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果 (メリット)
介護保険担当課に所属するケアマネ及び福祉住環境コーディネーター	工事内容の適正化 ※本人にとって必要な工事なのか	理由書 (P1) (P2) のチェック	・給付の適正化 ・自立した在宅生活を送るためのサポート
外部機関 (包括支援センター等) の介護支援専門員や福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上の有資格者等	住宅改修費の適正給付に対し、事業の正当性を担保している	訪問調査、理由書作成、申請代行等	改修工事の適正なプランニング及び確実な履行。工事価格の適正管理
介護保険課で雇用する介護支援専門員、福祉住環境コーディネーター等の資格を有する非常勤職員	・担当ケアマネジャーがいない利用者に係る「住宅改修が必要な理由書」の作成。 ・利用者の身体、生活状況、工事の妥当性の確認。 ・事前申請の内容通りに工事が行われたかの確認。	利用者宅への訪問調査、家族・ケアマネジャー等への聞き取り	・訪問調査により、利用者の身体・生活状況を把握し、改修内容が妥当であるか確認できる。 ・訪問調査時の利用者本人や家族等への聞き取りにより、改修及び見積内容を利用者本人や家族等が把握、了承しているかを確認できる。 ・事前申請の内容と相違なく、適切に工事が行われたかを確認できる。
介護保険担当部署に所属する介護支援専門員、福祉住環境コーディネーター	計画された住宅改修内容が現在の利用者の状況と整合性がとれているか、そして適正な給付に繋がるかを専門的な目線で確認するため。	事前申請書の審査、訪問調査への同行	給付の適正化
健康課介護保険係所属の介護支援専門員 (福祉住環境コーディネーター資格有する)	住宅改修の申請内容が適切かどうかの審査のため	・住宅改修の承認申請、支給申請の審査 (ケアプランチェックを含む) ・疑義があった場合の訪問調査 ・困難時事例に対するアドバイス	・住宅改修等の給付の適正化 ・住宅改修業者およびケアマネジャーに対するアドバイスにより、より質の高い住宅改修を行うことが可能。 ・専門知識を有する者が審査を行うことにより、住宅改修を承認するまでの事務処理の円滑化、申請～工事着工までが迅速となる。
介護支援専門員、福祉住環境コーディネーター	利用者の身体状況や介護状況などを踏まえて、生活動作における負担軽減策を提案できる。	住宅改修が必要な理由書の作成	給付の適正化
地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、居宅介護支援専門員、福祉住環境コーディネーター	利用者の心身の状況に応じた適切な住宅改修となるよう	訪問調査	給付の適正化
高齢者総合相談センター (地域包括センター) に所属する介護支援専門員、保健士等	適切な住宅改修を行うための相談・受付	住宅改修の理由書作成、訪問調査、施工業者との連携	給付の適正化
・介護支援総合相談所所属の介護支援専門員 ・地域包括支援センター所属の社会福祉士	身体状況や介護状況に合わせて住宅改修を行うため。	訪問調査、理由書の作成	その時の身体状況や介護状況に合わせて、適正な住宅改修を行える。

問 4-2. 関与する方の所属（外部機関を含む）と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果（メリット）
理学療法士、作業療法士、建築の専門家	理学療法士、作業療法士について…本人にとって必要な住宅改修の内容かを評価するため。 建築の専門家について…理学療法士、作業療法士が評価した内容が建築上可能かどうか評価するため	自宅訪問等に同行	適切な技術指導、給付の適正化、ケアマネジャーの知識向上
建築士（NPO 法人〇〇すまいの会等）、OT・PT（病院所属等）	家屋の条件や本人の身体状況に合わせて、最も使い易く安全な住宅改修を行うため専門の立場から助言を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者宅へ同行訪問を行い、助言を行う。助言内容を署名に起こし、事前申請書類に添付している。 ・施工後、工事内容の完了確認、検証評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工業者による不要な箇所に対する工事の見直し ・その方にとって適切な箇所に対する工事の助言 ・施工水準の確保、給付の適正化 ・ケアマネジャーの質の強化（高齢者支援センター職員含む）
工事業所に所属する一級建築士、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上、有資格者	利用者の身体状況や生活の現状を把握し、住宅改修が必要な理由や目的を明確化するため。	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修が必要な理由書の作成 ・理由書の作成に伴う現地調査 	工事価格、給付の適正化
特定非営利活動法人に所属する1級・2級建築士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター1級・2級の方等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修工事の計画内容・価格等の適正性・安全性・有効性などについて現地調査による検証を実施し、介護保険の給付の適正化を図るため ・利用者が安全に安心して適切な住宅改修制度の利用ができるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の事前・事後検証の書類審査、現地確認審査および指導 ・住宅改修にかかる資料の収集管理および分析 ・住宅改修にかかる講習会 ・住宅改修記入例・資料等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修工事の計画内容・価格等、給付の適正化や安全性・有効性等の検証が可能となる ・利用者が安全に安心して住宅改修制度を利用できる ・検証を実施する活動メンバー（NPO）は本市の住宅改修の設計や施工等に一切従事しないメンバーのため、公正中立な立場で検証が可能となる。
建設課所属職員、〇〇町地域包括支援センターに所属する保健師、ケアステーション所属の作業療法士	改修工事が適正であるかどうかを評価・確認するため。	施工前、施工後の訪問調査	適切な技術・施工水準の確保。利用者の身体状態に即した改修の提案、助言
医療機関等で利用者を担当している専門職（PT・OT・SW）、本人利用中の介護保険サービスのリハビリスタッフ（PT）、町の一般非常勤職員（OT）	住宅改修の位置や内容、他に有用な方法がないか助言をもらうため。必要性や取付・改修箇所の確認	住宅改修申請前に全件自宅を事前訪問調査を実施している。	給付の適正化、ケアマネ・施工業者のスキルアップ
・福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を有する者 ・理学療法士・作業療法士（所属は問わない）	利用者にとって、どのような住宅改修が必要であるのか。また、適切であるかを判断する。	住宅改修が必要な理由書の作成に関与している。	専門的な視点で理由書を作成することで、利用者にとって適切な工事を提供することができる。
理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上	サービス利用者がその利用にあたり内容や質など利用者の要望や生活状況に即したサービス提供が適切に受けられるようサービスの質の向上を図るため。	改修前の訪問調査	適切な技術の確保

問 4-2. 関与する方の所属 (外部機関を含む) と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果 (メリット)
老健、病院等のリハ職。福祉用具指定業者の住環境コーディネーター。	適正な改修を行う為。病院、施設からの退所支援。	退院時のカンファレンス。在宅アセスメント時の同行 (退院時)	適切な住改
医療機関、介護老人保健施設、通所リハビリテーション事業所、訪問看護ステーションに所属する理学療法士、作業療法士、建築事業者に所属する福祉住環境コーディネーターが個々の住宅改修において関与する可能性がある。	個々の事例における住宅改修の必要性・有効性の検討。工作物への具体的な提案	家屋調査、調査報告書の作成、及び本人、家族介護支援専門員への情報提供	利用者の状況に適合した住宅改修ができる。それにより給付の適正化が期待できる。
・病院に所属する理学療法士・作業療法士 ・住宅改修業者に所属する福祉住環境コーディネーター	居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者が、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給対象となる住宅改修を円滑に行うため。	○支給申請書の審査、理由書作成。 ○住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、住宅改修費に関する助言を行う。 ・住宅の改良に関し、利用対象者の居宅を訪問等により家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言を行う。 ・施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡・調整を行う。 ・施工後の評価及び利用対象者に対する指導を行う。	・適切な技術の確保 ・工事価格・給付の適正化
・病院に勤務する作業・理学療法士 ・福祉用具・住改事業所の福祉住環境コーディネーター ・民間建築事務所	・在宅で安全に過ごすための住改方法を考える ・利用者の希望に沿い、経済的負担を最小限におさえる工夫	・訪問調査に同伴し現場確認 ・住改の方法についての提案	・利用者にあった適切な住改ができる ・安定した施行水準を保つことができる ・書類作成がスムーズ
①理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネーター	①申請及び理由書の作成 ②プラン作成時における機能評価や住改申請のアセスメント支援等	①申請及び理由書の作成 ②リハ職が現地に派遣され、アセスメントに立会	給付適正化
理学療法士、作業療法士、介護支援専門員、建築士	適切な施工	訪問調査	適切な施工、工事価格等の適正化
作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有するもの。地域包括支援センターに勤務する社会福祉士、保健師、看護師。介護支援専門員。	住宅改修における理由書の作成	住宅改修の必要性の精査及び訪問調査	給付の適正化
市内の病院に所属する理学療法士と作業療法士、市内の建築業者、市職員で保健師や社会福祉士。	市の住宅改良アドバイザーとして。	住宅改良の助言、請負業者との調整、施工後の評価。	適切な住宅改良の実施。

問 4-2. 関与する方の所属（外部機関を含む）と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果（メリット）
理由書：理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター（2級以上）、増改築相談員、介護支援専門員⇒所属は問わない。住宅改修工事チェック業務の実施。建築工事施工経験者で、一級建築士等の有資格者、シルバー人材センター	住宅改修について十分な専門性を必要とするため	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の理由書を作成する（理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、増改築相談員、介護支援専門員） 住宅改修工事後の工事のチェックとして申請者宅を訪問し、施工図面や工事内訳書などにより、申請内容と施工内容を確認することにより行う。（一級建築士等の有資格者） 	適切な施工（申請内容と施工内容が相違ないか）の確保
<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉事業所の作業療法士・理学療法士 町住宅改修担当職員 NPO 法人の建築士 地域包括支援センターのケアマネジャー・保健師等 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者にとって効果的な住宅改修ができる（ADL の向上等） 過剰な改修工事の回避等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域リハビリテーション支援事業の活用による住宅改修の必要性、施工内容の確認等（ケアマネ、理学療法士、地域包括支援センター） 書類の事前審査・相談 施工後の書類確認 現地確認等 	<ul style="list-style-type: none"> 給付の適正化 適切な技術 施工水準の確保等
長寿政策課に所属する理学療法士、ケアマネジャー、歯科衛生士、栄養士、保健師	地域ケア会議における住宅改修の審査	地域ケア会議において、住宅改修の必要性の検討（住宅改修業務・担当ケアマネジャーへの質問・助言）	給付の適正化
県に所属する理学療法士、建築関係部局に所属する建築士、地域包括支援センターに所属する社会福祉士、保健福祉関係部局に所属する保健師（介護保険の住宅改修と合わせて行うやや規模の大きい住宅改修に対する別の助成事業を利用する際に関与する）	住宅改修の必要性、緊急性、適切な内容であるか等の確認のため	訪問調査、見積書の確認等	適切な工事内容での施工
支援事業者、包括支援センターに所属する介護支援専門員。作業療法士。福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上取得者（工務店・福祉用具販売店）	住宅改修の理由書作成		
介護支援専門員、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター、リフォームヘルパー	支給申請、施工前に（2）の職種のいずれかの人物に被保険者宅に施工業者、保険者が参集し、施工箇所について事前協議を行う。	被保険者の身体状況に合った改修を行うために協議を行う。	被保険者と介護者（家族等）の負担軽減、給付の適正化
ケアマネジャー、1 級建築士、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター 2 級以上	安全のため。身体状況に合わせた改修のため。	理由書の作成、ケアプランの添付	給付の適正化

問 4-2. 関与する方の所属（外部機関を含む）と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果（メリット）
介護支援専門員、指定介護予防支援事業者の職員（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）、医師、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定2級以上の者	住宅改修費理由書作成業務	住宅改修費理由書作成業務	住宅改修費支給申請における申請者の利便性の向上
利用者担当の介護支援専門員、地域包括支援センターの社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師、改修事業所所属の福祉住環境コーディネーター2級以上の方	利用者の自立支援のために改修を必要とする住宅について、専門職として相談に応じ、助言を行い、改修の必要性を把握することを目的とする。	住宅の訪問調査、住宅改修必要理由書の作成	適切な技術・施工水準の確保、工事価格・給付の適正化。訪問により、専門職が利用者及びその住宅の状況を正確に把握できる。住宅改修必要理由書により、専門職が把握する利用者及びその住宅の状況、また、改修の必要性を市が正確に把握できる。これらにより適正な給付につながると考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員（〇〇市高齢者相談センター、市内事業所に所属） ・福祉住環境コーディネーター2級以上（所属については不明） ・理学療法士、保健師、介護福祉士（所属については不明） 	住宅改修申請における理由書（「住宅改修の必要な理由書」）の作成	住宅改修申請における理由書の作成に関する各種調整（現地調査、施工業者との調整（見積徴収、見取図・現地写真の取得等））	それぞれの専門職の知見を踏まえ、被保険者の状態に適した理由書の作成が行われることで、適正な申請がなされる効果が期待できる。（給付適正化）
介護支援専門員、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上を有する者、地域包括支援センターの職員、一級建築士（市の住宅改修相談委託事業）	利用者の相談窓口、利用者に対する改修の必要性の確認、本人や家族の意向の収集、施工業者の選定等	理由書の作成	保険給付として適切な工事水準の確保等
居宅介護支援事業所の介護支援専門員や施工会社の福祉住環境コーディネーター、地域包括支援センター職員、などの専門知見を備えた方	本人への適切に必要な住宅改修が行われるため。	訪問調査を実施した上で、利用者の身体及び介護状況など勘案した「住宅改修が必要な理由書」を作成する	<ul style="list-style-type: none"> ・改修目的や期待効果を明確にすることで、本人への適切な住宅改修が行われる。 ・不必要な住宅改修を防ぎ、給付の適正化を図る。

問 4-2. 関与する方の所属 (外部機関を含む) と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果 (メリット)
各事業所、地域包括支援センター、業者に所属する介護支援専門員、社会福祉士、看護師、保健師、理学療法士、福祉住環境コーディネーター	専門の資格をもつ者に、住宅改修費支給の必要性を判断するため。	住宅改修が必要な理由書の作成。施工業者所属の住環境コーディネーターが理由書を作成した際は、担当の介護支援専門員へ、担当の介護支援専門員が作成した際は施工業者所属の住環境コーディネーターへ、利用者の身体状況にあった工事内容か等、相互に確認することも可能。(担当の介護支援専門員がいない場合に、その他の専門職が理由書の作成を行う自治体もあるが、当市では担当の介護支援専門員の有無による作成者の制限を設けていない	給付の適正化
建設課技術長、町立病院理学療法士、福祉担当主事、地域包括支援センター、町居宅介護支援事業所ケアマネジャー	住宅改修に関する適切な指導助言を行うこと	住宅改修の申請前に「住宅改修相談支援会議」を開催し制度上適正かどうかの検討と希望内容に合わせさらに有効な改修方法の提案・助言を行う。会議の前にそのケースを担当するケアマネジャーや地域包括支援センター職員に希望箇所でのケースの方の動作をビデオ撮影を行い、そのビデオを見ながら検討する。	建設関係、医療、介護制度を担当する事務が一緒に検討することで、制度上適正で有効な改修につなげやすい。
建築関係課に所属する技師、地域包括支援センター職員	<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事に係る住宅状況や施工内容の調査 ・改修完了届出時の状況調査 ・改修費支給後の状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問調査 ・施工図面等による調査 	給付の適正化
1級2級建築士。増改築相談員。住環境コーディネーター2級。理学療法士。作業療法士。看護師。地域包括支援センター職員。	身体にあわせてどのような住宅改修が必要か判断するため	住宅改修理由書の作成	給付の適正化
介護保険課に属する、社会福祉主事、福祉住環境コーディネーター2級、保健師、理学療法士	身体状況と改修内容の整合性を確認し、給付の適正化を図るため。	支給申請書の審査 (全件) …社会福祉主事、福祉住環境コーディネーター。 訪問調査 (必要な案件のみ) …主に社会福祉主事、福祉住環境コーディネーターが訪問。必要に応じて保健師、理学療法士が同行。	給付の適正化、工事価格の妥当性の確認
各業者の福祉住環境コーディネーター (2級以上) が主。他、理学療法士、作業療法士等。	専門的な視点を取り入れるため。	理由書等の書類作成。	本人の状態や今後の生活について、より考慮された改修ができること。

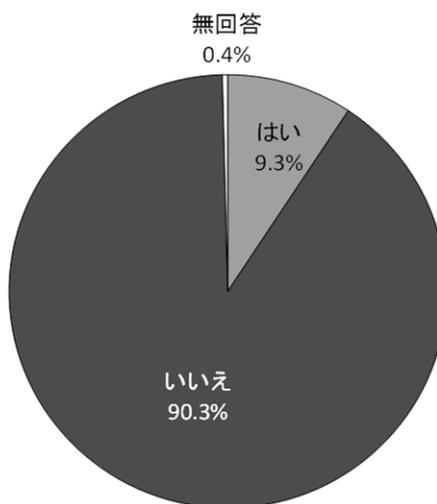
問 4-2. 関与する方の所属 (外部機関を含む) と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果 (メリット)
福祉住環境コーディネーター、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士	医療、福祉、建築について、幅広い知識を身に付けている専門家とケアマネジャーが連携をとりながら被保険者に適切な住宅改修を提供する。	住宅改修が必要な理由書の作成、訪問調査を行う。また、退院後の方に対しては訪問リハビリテーションなどで関わる作業療法士や理学療法士が関与している。入院中の方に対しては、適切な工事が行われるように作業療法士や理学療法士が試験外泊に同行して現地確認を行う。	適切な箇所、適切な内容の工事を遂行することができる。
介護支援福祉課に所属する福祉住環境コーディネーター・社会福祉士	介護給付の適正化	・事前申請書での改修内容・見積もり審査 ・高額になる申請ケースについて訪問調査 (1 件)	給付の適正化
長寿福祉課に所属する事務嘱託員	改修箇所、改修内容が対象者にとり適正であるか判断するため。	訪問調査、申請書等書類の審査。	適切な工事内容の確保
〇〇市住宅供給公社	・適正な工事が行われたか ・本人に適切な工事となっているか。	・工事前後の実地調査 ・申請書類の確認等	・給付の適正化 ・判断基準の標準化
都市整備部住宅政策課技師	支給内容の誤りの事前防止	事前申請における見積もり・施工内容の審査	給付の適正化
長寿介護課で給付適正化を担当する臨時職員	給付の適正化をはかるため	支給申請後の訪問調査	給付の適正化
〇〇市シルバー人材センターの職員 元設計士	住宅改修適正化事業として業務委託している	訪問調査	給付の適正化
改修を行う大工の立ち合い	どのような改修方法が一番適しているか	立ち合いの上、改修内容、方法を協議	適切な技術、給付の適正化。ムダな工事、介護保険の対象とならない工事が発生しない。
担当部署職員	利用者の状態に合った改修になっているかの確認	書類審査及び現地調査	不適切な改修の防止
福祉用具レンタル・販売事業所、介護ショップ	本人の望む内容を専門的にとらえ、対処してもらうために一緒に考えていただいている。	支給申請書の内容。訪問調査に同行していただき、その必要性、内容について検討。	手すり、用具の使い方を適当な高さ、位置など、具体的にアドバイスをもらっている。
福祉部介護保険課給付係に所属するリフォームヘルパー	給付の適正化	支給申請書の審査	適切な技術、施工水準の確保。工事価格、給付の適正化
介護保険担当課に所属する介護サービス担当主査	介護給付費適正化	承認申請、支給申請の審査	介護給付費の適正化
介護保険関係部署に所属する介護保険適正化嘱託員	適正な給付であるか専門的な知見からの確認をするため。	支給申請の受付から給付までの一連の事務 (必要に応じて訪問調査を行う)	給付の適正化
	事前申請時に建築業者による間取図を作成してもらう。福祉専門員に理由書を作成してもらう。	工事前の審査は書類によって行うため、給付が妥当かどうか判断しやすい。	給付の適正化
	全ての件数ではないが、通所リハビリを利用している受給者の住宅改修申請の場合、内容等を理学療法士、作業療法士が確認している。	支給申請書の内容の確認	適切な技術、品質の確保など

問 4-2. 関与する方の所属（外部機関を含む）と職種	問 4-3. 関与の目的	問 4-4. 具体的な関与内容	問 4-5. 関与することによる具体的な効果（メリット）
	<p>県内に事業所を有する法人であること。福祉住環境コーディネーター2級以上を取得している従業者が在籍しており、かつ、前年度において当市における2件以上の実績があること。法人としての市民税を完納していることが要件である。</p>	<p>自立支援型サービス支援事業の中での専門職派遣（一部）</p>	

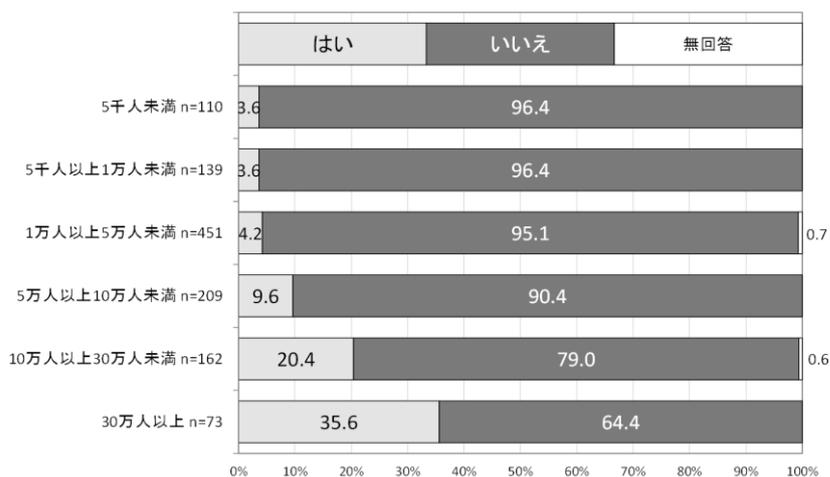
3) 住宅改修事業者等に研修会を実施している事例について

(1) 回答自治体で住宅改修に関する研修会を実施しているかについてみると、「はい」の回答が9.3%、「いいえ」の回答が90.3%であった。

問 5. 貴自治体では、住宅改修に関する研修会を実施していますか。 n=1,149



問 5. 貴自治体では、住宅改修に関する研修会を実施していますか。 × 問 1-1. 回答自治体の総人口



人口規模別にみると、人口規模が大きい自治体ほど、住宅改修に関する研修会を実施している割合が高い。特に人口「10万人以上 30万人未満」の自治体では20.4%と2割を超え、人口「30万人以上」の自治体では35.6%と3分の1以上の自治体において住宅改修に関する研修会が実施されている。

(2) 「住宅改修事業者等に研修会を実施している事例について」

問5. の自由記述回答に関するまとめ

問5では、介護保険の住宅改修における研修を実施している自治体に対して、実施している研修について、どのような対象に対して、具体的にどのような目的で研修を実施したか。また、研修の内容と研修会を実施することによる具体的な効果（メリット）について、自由記載で得られた回答を研修の対象別に取りまとめた。

研修の対象者（問5-2）については、住宅改修事業者と介護支援専門員のいずれか、もしくは両方である回答が大半を占めている。この2者が住宅改修事業に主に関わる者であるため、研修の対象者の分類については、回答欄に具体的に記載された職種について、大きく、住宅改修事業者、介護支援専門員と、その他（市町村職員等）の3つに分類した。

さらに、前述の通り回答が複数回答となるため、研修対象は、①住宅改修事業者のみ、②介護支援専門員のみ、③住宅改修事業者と介護支援専門員両方が対象、④その他の職種も含めた多職種が対象の4カテゴリーに分類した。

以下に4カテゴリーそれぞれの記載内容について記述した。

① 【住宅改修事業者のみを対象とした研修】

○研修の目的

- 住宅改修の制度の概要及び手続きについての説明による給付の適正化、施工業者の資質の向上、適切な住宅改修の促進といった、介護給付費の適正化と制度及び申請手続きの周知や質の向上を目的とするといった記述が多い傾向がみられた。
- また研修の目的の一つとして、住宅改修費に係る受領委任事業者の登録制度を実施するため、といった記述もみられた。

○研修の具体的な内容

- 研修の具体的な内容としては、上述の研修の目的に従って、制度説明、申請手続きの方法、受領委任払いの登録等の記述が多くみられた。
- 研修の具体的な項目としては、制度に関する基礎知識、申請手続きに関する説明、必要書類作成手順、対象となる工事の説明、申請手続き時における注意点といった記述が多い。

○研修会の実施による具体的な効果（メリット）

- 給付の適正化、適切な技術・施工水準の確保の記述が多くなっている。また、申請手続きの説明により書類の不備の減少、事務効率の改善等、申請手続きの効率化・円滑化についての記述も多くみられた。
- また、一部では受領委任事業者の登録制度の導入により、利用者の負担軽減、利便性の向上につながっているという記述もみられた。

② 【介護支援専門員のみを対象とした研修】

○研修の目的

- ・全般的に介護支援専門員に対する住宅改修に関する知識の向上、制度の周知、事務能力の向上を図る。適切な支援・給付の適正化のためといった記述が多くみられた。
- ・中には介護支援専門員研修会時や介護初任者研修の一環として実施といった記述もみられた。
- ・また、一部では、介護支援専門員が理由書を記入するにあたり、必要事項を的確に記入することができるようにするため、住宅改修の理由が不明確、個々にあった工事になっているかわからないといった事案が散見されたため、といった記述がみられた。

○研修の具体的な内容

- ・研修の具体的な項目としては、上述の目的に従って、制度や申請手続きの説明、住環境整備の基礎知識、住宅改修費支給制度の手続きの流れ、留意事項や Q&A、理由書の書き方、住宅改修の事例紹介等の記述が多かった。
- ・中にはグループワークによるケアプラン検討といった記述もあった。

○研修会の実施による具体的な効果（メリット）

- ・主な効果としては、給付の適正化・事務の効率化の記述が多い傾向がみられた。
- ・一部では、住宅改修プランニングの理解を深め、適切な住宅改修の実施につながっている。住宅改修費支給制度や手続き方法等共通理解を図ることで、事務の効率化や介護給付の適正化を図ることができる、見積書の記載間違いの減少、提出書類の漏れの減少、制度に対する理解が深まり、申請書類等の不備が減少した、といった記述がみられた。

③ 【介護支援専門員及び住宅改修事業者を対象とした研修】

○研修の目的

- ・全般的には介護給付費の適正化と制度及び申請手続きの周知の記述が多くみられた。
- ・また、一部では住宅改修費の受領委任払いをする施工事業者の登録のためといった記述や、市の登録事業者として介護保険制度における住宅改修の知識を一定レベル確保するためといった、事業者の登録に関する記述もみられた。

○研修の具体的な内容

- ・研修の具体的な内容としては、上述の研修の目的に従って、制度や申請手続きに関する記述が多かった。
- ・具体的な項目として、住宅改修費支給制度について（対象要件、対象となる住宅改修の種類、支給限度額、支給方法、申請等の手順、必要書類等や、制度の変更点や申請等における注意事項等）が多くあげられた。
- ・また一部では受領委任払い取扱事業者登録について、といった記述があった。

○研修会の実施による具体的な効果（メリット）

- ・研修会の実施による具体的な効果としては、給付の適正化、制度の周知、利用者に適した住宅改修、施工業者・介護支援専門員の適正化に向けたスキルアップ・質の確保といった記述が多くみられた。
- ・中には効果とは逆に、定期的を実施しているわけではないため、目に見えた効果はみられないという記述もあった。

④【その他、多職種等を対象とした研修別】

○研修の目的

- ・全般的には介護給付費の適正化と、住宅改修の質の向上、制度及び申請手続きの周知の記述が多い。
- ・具体的には、住宅改修事業の適切な運営・給付の適正化、住宅改修の質の向上を図る、介護保険制度の円滑な運営、居宅介護支援事業者・地域包括支援センターの資質向上、市内業者の育成、受領委任払い制度への登録要件といった記述がみられた。
- ・また、研修の目的の一つとして、住宅改修費支給申請に係る理由書を作成できる者に研修受講を要件に増改築相談員を認めているという記述もあった。

○研修の具体的な内容

- ・研修の具体的な内容としては、上述の研修の目的に従って、制度や申請手続き、事例紹介等が多くみられた。
- ・具体的な項目として、給付の対象となる工事について、書類の書き方、添付書類の作成の仕方、着工前の意見具申から支給申請までの流れ、といった記述がみられた。

○研修会の実施による具体的な効果（メリット）

- ・研修会の実施による具体的な効果としては、給付の適正化、工事の質の担保、質の向上、申請手続きの円滑化についての記述が多くみられた。
- ・中には、受領委任払い事業所の質の確保のために行っているが、年2回の参加必須としたことで、担当者との顔の見える関係が築け、書類不備の減少、やりとりのスムーズさにつながっているといった記述もあった。

①住宅改修事業者のみを対象とした研修別自由回答

問 5-2. 研修会の対象者	問 5-3. 研修会実施の目的	問 5-4. 研修会の具体的な内容	問 5-5. 研修会の実施による具体的な効果（メリット）
住宅改修事業者	住宅改修費を代理受領する施工者に対して、本市の住宅改修申請方法を説明する。	<ul style="list-style-type: none"> 受領委任払制度を利用できる条件 事前に住宅改修の許可が必要な事 必要書類の提出について 	事前許可を受けて着工している
住宅改修事業者	受領委任払い登録のため	住宅改修の簡単な概要及び受領委任払いの説明	受領委任払いによる利用者の負担減
住宅改修事業者	介護保険サービスの質の向上と、給付適正化の促進を図るため。これに関連して、住宅改修費に係る受領委任事業者の登録制度を導入するため。（〇〇市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給要綱第5条関係）	<ol style="list-style-type: none"> 制度に関する基礎知識や申請手続きに関する説明 申請手続き時における注意すべき点（理由書の書き方等） 外部講師による講義 	受領委任事業者の登録制度の導入により、利用者の負担軽減につながっている。給付適正化の促進が期待される。申請手続きの説明により、事務効率の改善が期待される。
住宅改修事業者	介護保険制度で目指している住環境整備（QOL 向上）の意味の理解	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類作成手順 対象となる工事の説明 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な技術 給付適正化
住宅改修事業者	介護保険における住宅改修について、広く周知するとともに、介護保険サービスの質の向上や介護保険制度の円滑な運営に資するため。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修制度の説明 住宅改修の流れ 申請書類の注意点の説明など 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な技術・施行水準の確保 給付の適正化 住宅改修申請事務の円滑化 施工業者の偏りの是正
住宅改修事業者	住宅改修の制度について、概要及び手続きについて説明し、給付の適正化を図ることを目的としている。	<ol style="list-style-type: none"> 介護保険住宅改修制度の適正な給付のために 介護保険住宅改修費支給制度について 住宅改修と福祉用具 福祉用具貸与の現状 住宅改修費支給申請のながれについて 理由書作成手数料について 	給付の適正化
住宅改修事業者	施工業者の資質の向上と適切な住宅改修の促進を図るため	介護保険の住宅改修制度について	適切な工事が行われるよう介護保険の住宅改修に係る知識の確認と習得
住宅改修事業者	事業開始当初、ケアマネジャーを介さず、不適当な改修内容を提示する事業者も見られたことから、適切な手順と申請書類の整え方について徹底するため	受領委任における申請時の注意事項。ケアプランに基づいた利用者の心身及び住宅の状況を踏まえた適切な改修となるよう指導する	適切な改修の実施及び給付の適正化
町内の建築関係事業者	事業者が自立支援のための住宅改修について正しい情報を得て、住宅改修が適正に行われるようにするため。	<ul style="list-style-type: none"> 〇地域包括支援センターが主催 〇福祉用具を扱う事業所より講師を招き、住宅改修のポイントについて説明 〇事業者間の情報・意見交換 	
住宅改修費受領委任払いの新規登録希望事業者	住宅改修受領委任払い事業者登録に際して、制度の概要及び手続きの流れ等を理解していただくために実施している。	住宅改修制度の概要、住宅改修費支給申請手続きの流れ等	<p>介護保険制度における住宅改修に精通した事業者が増えることで、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用者が事業者を選ぶ上での選択肢が拡大 ②支給申請手続き及び工事費支払い時の利用者の負担軽減等の効果が期待できる。

問 5-2. 研修会の対象者	問 5-3. 研修会実施の目的	問 5-4. 研修会の具体的な内容	問 5-5. 研修会の実施による具体的な効果（メリット）
住宅改修事業者	受領委任払登録説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・制度全体の説明 ・申請手続きについて 	利用者への申請手続き、金銭的負担の軽減
住宅改修事業	受領委任払（給付券）方式の申請～請求の流れを理解してもらうため。介護保険住宅改修の制度を理解した上で申請や施工をしてもらうため。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険住宅改修制度の概要、住宅改修工事にかかる留意点 ・〇〇市における住宅改修費の支給方法について ・介護保険住宅改修にかかる申請について、各種申請様式及び記入のしかた ・申請から支給決定における留意点 ・給付券取扱事業者としての禁止事項（過去の指導例） 	法令を順守してもらい、事業者として適切な技術・施工水準の確保ができる。
住宅改修事業者	本市ホームページ内の住宅改修事業者リスト掲載の事業者、または新たにリスト掲載希望の事業者に対し、介護保険制度についての概要等の説明	<ul style="list-style-type: none"> ①介護保険制度における住宅改修制度についての概要及び申請方法について ②介護支援専門員等による住宅改修の実例紹介等 新規事業者向け①及び② 既掲載事業者向け②	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修制度への理解を深めることで、給付の適正化が図れる ・適切な申請方法を周知することにより、迅速な給付を行うことができる ・希望があれば、受領委任払いが可能となり、利用者の利便性が向上する。
住宅改修事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの質の向上 ・介護保険制度の円滑な運営に資するため ・代理受領事業者登録のため 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険住宅改修制度について ・改修の項目と想定されている改修目的について ・事前申請から完了申請までの手順について ・制度改正等の周知 	（４）回答の事業者への周知による適切な施工、給付の適正化、各施工業者の事務手続きの標準化
住宅改修事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・施工業者の資質の向上と適切な住宅改修の促進を図るため ・住宅改修受領委任払い登録のため 	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市における住宅改修の取り扱いや手続き等について ・生活保護受給者の申請取扱等について ・介護保険住宅改修費助成制度について ・介護保険住宅改修竣工検査について ・〇〇市介護保険事業者連絡協議会居宅サービス事業者部会の活動内容等について ・リハビリ専門職が関わる住宅改修・福祉用具への取り組みの現状と今後の課題について 	〇〇市における住宅改修の取り扱いや手続き等について理解を深めてもらうことで、見積書の書き方や写真の取り扱い等、申請の手続きをより円滑にしてもらう。
住宅改修事業者	住宅改修費支給制度の概要、留意点の把握を通じて、今後必要となる事項を再確認すること	住宅改修費支給制度の概要、留意点の把握を通じて、今後必要となる事項を再確認すること	参加事業所を公式ウェブサイトに掲載することにより、被保険者が業者選定する際に役立つ。
住宅改修事業者	〇〇市居宅介護住宅改修費等の受領委任取扱事業者の新規登録時に住宅改修の流れや登録事業者としての心構えを理解していただき、円滑に住宅改修を実施していただくため。	住宅改修の基本的な仕組みや要件 〇〇市居宅介護住宅改修費等の受領委任による給付事業の実施要綱に基づき、受領委任登録事業者としての住宅改修の実施方法について研修を行っている。	円滑な住宅改修の実施
住宅改修事業者	住宅改修事業者の介護保険における住宅改修の知識習得及び向上	住宅改修の手引きにおける注意点、及び住宅改修アドバイザーによる事例紹介並びに施工における注意	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の円滑化 ・適切な技術・施工水準の確保

		点の説明	
問 5-2. 研修会の対象者	問 5-3. 研修会実施の目的	問 5-4. 研修会の具体的な内容	問 5-5. 研修会の実施による具体的な効果（メリット）
自治体に登録のある住宅改修事業者	〇〇自治体では、受領委任払い方式で住宅改修を行う場合は、予め自治体に登録をした事業者の中から選択する必要がある。事業者登録は1年に1度の更新制としており、更新にあたっては自治体が開催する説明会への出席を必須の条件としている。説明会において、住宅改修制度の趣旨や申請手続きについて周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険住宅改修制度について ・介護保険住宅改修申請の流れについて ・「住宅改修が必要な理由書」作成における留意点 ・その他、最新の介護保険制度情報の周知 	住宅改修事業者に対して、住宅改修の制度全般や申請の流れについて説明することで、事業者の制度趣旨への理解を促し、適切かつ円滑な住宅改修につなげることができる。
住宅改修事業者（給付券取扱事業者として登録のある事業者）	介護保険住宅改修制度について理解を深めてもらう目的で実施	自治体独自の住宅改修事業において訪問調査をお願いしている理学療法士に、住宅改修のポイントについて説明いただいている。	給付の適正化
住宅改修事業者（受領委任払実施事業者として市に登録のある者）	制度や改修事例を周知し、適切な事業運営を図る。申請書類の平準化を図り、効率的な審査を目指す。	介護保険制度の概要（住宅改修利用までの流れ）。改修内容について（問合せの多い事例など）。申請手続や書類作成にあたっての注意点。	制度理解にもバラツキがあったが、基本的な考え方を周知できた。写真の撮り方（アングル）など、一斉に指導ができた。
住宅改修事業者（町内の建設事業者）	町内建設事業者の住宅改修参入を促すため、申請をスムーズに行うため	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の概要 ・手続きの流れ 	
住宅改修事業者で、受領委任払い登録を新規に希望する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の制度について理解を深めてもらうため（趣旨、目的及び申請の仕方など） ・高齢者の身体状況に合わせた工事について周知するため 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修制度の概要 ・受領委任払いの手続き方法 ・住環境整備事業について ・高齢者の身体状況、住宅改修の注意点 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な工事の推進 ・受領委任払い制度の内容について周知できる
受領委任払い制度の取り扱いを受けようとする事業者	制度の説明と住宅改修の質を確保し、適正な改修が行われることを目的	対象となる改修内容や必要書類、事業者の登録方法についての説明	質の向上により給付の適正化
受領委任払い登録希望改修業者	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な申請書類の作成方法の普及 ・住宅改修事業に関する主旨の理解の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の説明 ・適切な申請書類の作成方法の説明 ・住宅改修事業に関する主旨の説明 	書類審査がスムーズになる
介護保険住宅改修受領委任払い登録業者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険住宅改修の意義を知ってもらうため ・適切な住宅改修を行ってもらうため 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な住宅改修と介護保険住宅改修との違い ・対象工事の種類 ・事前・事後申請の必要性 ・給付の適正化の視点 ・申請手続きの流れと変更点・注意点 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険住宅改修への理解が深まる ・給付の適正化の観点
介護保険住宅改修受領委任払い登録事業者、居宅介護支援員、地域包括支援センター職員	住宅改修の事例を通して具体的な有用な情報を得るため。	介護保険住宅改修における不適切な事例紹介と効果的な住環境整備のポイント	ご利用者の体の状態にあわせた適切な技術、施工水準の確保などができているか確認していただくことができる。研修会で感想のアンケートを取ることにより、日頃知ることができない事業所やケアマネジャーの疑問や悩みを知ることができる。

問 5-2. 研修会の対象者	問 5-3. 研修会実施の目的	問 5-4. 研修会の具体的な内容	問 5-5. 研修会の実施による具体的な効果（メリット）
住宅改修（受領委任払い）事業者	住宅改修事業者の受領委任払い登録のため	スライド・資料等を使用し事業者へ説明 ①介護保険住宅改修について（対象工事・支給限度額・支給方法・申請の流れ・提出書類） ②受領委任払い制度について（提出書類・事業者登録）	・事業者による住宅改修制度の再確認 ・受領委任払い制度の適切な理解
住宅改修受領委任登録事業者	登録更新の説明会。技術・知識の向上	外部講師による研修。内容：高齢化による身体状況の変化に応じた住宅改修の手法、事例の紹介	適切な技術、施工水準の確保
住宅改修受領委任払い取扱事業者	介護保険制度の理解を深め、適正な運用を図ること	・住宅改修費の算定上の留意事項について ・申請書類の注意点について ・介護保険の対象となる住宅改修の取り扱いについて ・住宅改修に関する事例について ・実地調査について	・申請書類の不備・不測の削減 ・工事価格・給付の適正化 ・不適切な工事の抑制
住宅改修の受領委任払い登録事業所	住宅改修受領委任払い事業所の新規登録及び更新（年1回）	給付対象の事例（マニュアル）を作成し、研修会の資料として配布している。	・提出書類の統一化 ・工事価格の適正化 ・工事施工水準の確保を図る為
住宅改修の受領委任払いの事業所登録を希望する事業所の担当者	介護保険制度における住宅改修の内容理解の為	・介護保険制度・住宅改修について ・住宅改修受領委任払いについて ・支給申請等の際の注意事項	事業所の制度等の理解による適切な施工・支給申請
受領委任払登録業者	利用者の負担軽減の為、受領委任払事業者の確保。保険上必要な住宅改修の種類等、制度の周知。	市で作成したテキストを使用し90分程度の説明会を行います。	例に同じ。
新規の受領委任払い登録事業者	介護保険による住宅改修の考え方や、受領委任払い制度について、登録事業者に説明し、適切に給付が行われるよう研修会を実施している。	・介護保険制度の基本理念 ・住宅改修費給付の基本的な考え方 ・介護保険による住宅改修のあり方 ・介護保険法の住宅改修費支給制度の概要 ・申請時の必要書類の説明や注意事項等	適切な施工と給付の適正化を確保する
〇〇市に受領委任払い登録をしている住宅改修事業者	・住宅改修の申請方法の理解を深めていただくことで、双方の事務手続きをスムーズに進められるようにしていくため。 ・介護保険制度を利用した住宅改修の趣旨等について研修を実施することで、適正な給付につなげることを目的として実施。	・申請書類作成時の基本的な項目、注意点、よくある問い合わせ等を事例的に説明。 ・利用者の身体状況や生活状況を把握することや、介護支援専門員と連携する必要性、改修することで予想される生活の拡がりを勘案し工事を計画していただきたい旨等を説明。	・事業所が住宅改修の申請をする際の書類上における不備の減少。 ・給付の適正化

②介護支援専門員のみを対象とした研修別自由回答

問 5-2. 研修会の対象者	問 5-3. 研修会実施の目的	問 5-4. 研修会の具体的な内容	問 5-5. 研修会の実施による具体的な効果（メリット）
介護支援専門員	ケアマネのスキルアップ	住宅改修の業者にきてもらって、制度の説明や住宅改修のプランニングの進め方、住環境整備の基礎知識等を説明してもらう。	ケアマネの住宅改修プランニングの理解を深め、適切な住宅改修の実施につながっている。
介護支援専門員	介護支援専門員等への住宅改修に関する知識、事務能力の向上を図る	住宅改修費支給制度の手続きの流れ、留意事項や Q&A などの説明	住宅改修費支給制度や手続き方法など共通理解を図ることで、事務の効率化や介護給付の適正化を図ることができる。また、同一業者の偏りを防ぐ
ケアマネジャー	住宅改修の理由が不明確。個々にあった工事になっているか分からないといった事案が散見されたため	理由書の書き方（分かりやすく書いて下さいといった内容）。住宅改修の事例紹介	理由書の明確化に伴う、給付の適正化
介護支援専門員	介護支援専門員研修会時に説明	提出書類の確認及びチェック方法。見積書の記入方法（※工事後は「内訳書」）	見積書の記載間違いの減少。提出書類の漏れの減少。
介護支援専門員	介護支援専門員が理由書を記入するにあたり、必要事項を的確に記入することができるようにするため。	住宅改修費支給申請時における留意点について	給付の適正化、円滑化
介護支援専門員	制度の周知	・制度や申請手続きの説明 ・特に間違いの多い部分についての注意事項	給付の適正化、事務の効率化
介護支援専門員	住宅改修の制度や申請の流れ、留意点等を再確認していただくため。	住宅改修が必要な理由書について。住宅改修費支給申請について。	制度に対する理解が深まり、申請書類等の不備が減少した。
介護支援専門員	給付適正化	抽出したケアプランを元に全体での講評やグループワークでのプラン検討	給付適正化
介護支援専門員等	制度の概要等	・対象となる種類 ・手続きの流れ ・必要な書類等	給付の適正化、申請時での必要な書類の把握
介護支援専門員	介護支援専門員の質の向上	住宅改修理由書の書き方の説明	介護支援専門員の質の向上
介護支援専門員	3年に1度の制度改正にともない実施	・協議から給付までの手続き・手順 ・質疑応答	・給付の適正化 ・スムーズな給付
介護支援専門員	適切な支援・給付の適正化のため。	毎年：ケアマネ研修会の中で、注意事項等について口頭で説明する。 ・施工内容について承認後、許可なしに変更しないこと。 ・可能であれば複数の事業者から見積りをとること。 平成 27 年 4 月：福祉用具の利用、住宅改修の支援について～リハビリの視点から～（講師：理学療法士）	適切な支援、給付の適正化
介護支援専門員	介護支援専門員の初任者研修の一環として、住宅改修事務の概要並びに実務の流れ等を伝達する目的で実施	住宅改修の市民向け案内に基づき、介護支援専門員の立場からみた住宅改修事務の留意点等を伝える内容にて実施	新任の介護支援専門員への住宅改修事務の理解を促すことで、住宅課事務の円滑化が図られるほか、住宅改修の計画段階において、被保険者の状態に適した計画の作成が行われる効果が期待できる。（給付適正化）

**③介護支援専門員及び住宅改修事業者を対象とした
研修別自由回答**

問 5-2. 研修会の対象者	問 5-3. 研修会実施の目的	問 5-4. 研修会の具体的な内容	問 5-5. 研修会の実施による具体的な効果（メリット）
住宅改修事業者、介護支援専門員	制度周知、受付方法、適正化	制度周知、受付方法、適正化	給付の適正化の観点
・住宅改修事業者 ・居宅介護支援事業者	適正化研修 ・心身の状況に配慮した適切な改修工事の内容、住宅改修制度について ・ケアマネジャー対象 ①集団座学（理由書の書き方、住宅改修の質問、相談） ②体験型グループワーク～段差の解消	・業者・ケアマネ対象 ①心身の状況に配慮した適切な改修工事の内容 ②住宅改修制度について ・ケアマネジャー対象 ①集団座学（理由書の書き方、住宅改修の疑義、事例相談） ②体験型グループワーク（段差解消をメイン、実際の体験として集団座学）	・被保険者に適した住宅改修 ・給付の適正化 ・施工業者・ケアマネジャーの適正化に向けたスキルアップ
住宅改修事業者、介護支援専門員	介護保険住宅改修の対象工事への理解を促す。	どのような工事が対象となるか。申請書類の作成の留意点。	給付の適正化。
市内建築関係業者、介護支援専門員	市が行う各種補助事業の周知を図るため	市で行っている住宅改築に関わる支援事業の説明	補助事業の周知
ケアマネジャー、住改業者等	適切な住宅改修のあり方を検討。日頃、ケアマネジャーが抱える住改での困っていることへのアドバイス。	実施した住改について被保険者、ケアマネジャー、施工業者名を隠して、「内容は適切か?」（本人の状態にあっているのか?）、「登用は適正か?」。作業療法士と住改コーディネーターから評価していただき、審査会を公開し、研修会として行っている。	保険者（職員）が学べる場になっている。ケアマネジャーにとって住改は苦手分野のようで、（家族からの都合の押しつけ、施工業者からの一方的な説明など）講師と面識ができ、困った時に相談できる環境が作れた。
住宅改修事業者、介護支援専門員等	介護保険制度における住宅改修の仕組みや効果、申請手続きなどについての専門知識を高めるため	理学療法士、福祉住環境コーディネーター等による講演、申請手続き等	給付の適正化。研修会を受講した住宅改修事業者については、受領委任払い取扱事業者として登録
住宅改修事業者、介護支援専門員	介護給付適正化、申請手続きの注意事項等の周知	住宅改修の基本と事例、申請手続きについて	給付の適正化、の観点
住宅改修事業者、介護支援専門員。	住宅改修において行政・施工事業者等が共通認識のもと適正なサービスを提供できるように研修会を実施。	申請時に必要となる書類について。理由書や内訳書の記載例、写真の撮り方について。支給対象となる住宅改修内容について。受領委任払取扱事業者登録について。	過大な工事費の抑制や制度の普及・啓発。受領委任払取扱事業者拡充による利用者の一時負担軽減
住宅改修費の受領委任払を申請している住宅改修施工業者。介護支援専門員	住宅改修費支給制度の周知、確認。給付の適正化	住宅改修費支給制度について。対象要件、対象となる住宅改修の種類、支給限度額、支給方法、申請等の手順、必要書類などの説明。制度の変更点や申請等における注意事項などを主に説明する。	住宅改修費支給制度について学んでもらうことにより、考え方等の統一化が図れ、給付の適正化につながる。申請手続き等の円滑化が図れる。
・住宅改修施工業者 ・介護支援専門員	・住宅改修の質の向上 ・申請事務の円滑化	・地域包括ケアシステムにおいて重要な住環境整備の理解 ・主な疾病と障害、住環境整備のポイントについて ・人の動き等を分析するポイントについて ・住宅改修研修会に欠かせない福祉用具の理解 ・事例紹介（平成 28 年度実施内容）	・介護保険制度の現状や改正に向けた動きの周知 ・疾病や障害の特性と、それぞれに適した施工内容、事例の周知
・住宅改修事業者 ・介護支援専門員	受領委任払い取扱事業者を対象に実施	申請から支給までをテーマとし、理由書の記載内容・内訳書の記載、写真撮影等について説明	給付の適正化の観点

問 5-2. 研修会の対象者	問 5-3. 研修会実施の目的	問 5-4. 研修会の具体的な内容	問 5-5. 研修会の実施による具体的な効果（メリット）
住宅改修事業者、 介護支援専門員	介護保険給付を利用した住宅改修の主旨（利用者主体、自立支援、福祉・医療等総合的観点の必要性個別性など）について、共通理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> 理由書作成時に必要な視点（心身の状況、住環境、家族構成、他サービスの把握など、総合的観点から自立支援につながる改修内容の検討、社会資源、配置換え、福祉用具等を含めた他サービスの検討、ケアマネ、リハビリ担当、改修業者との情報連携など）。 申請時の不適切事例や好事例の紹介を踏まえた、内容改善のチェックポイントの確認。 申請時の留意点、見積の記載方法の説明。 	<ul style="list-style-type: none"> 安易な申請の減少（改修以外の方法も検討した上での必要性の適正な評価が行われている内容の申請の増加（アセスメントの質の向上） 類似・同一内容の施工における平均価格の算出。 共通理解・共通言語を持つことで、保険者の担当が変わっても、同水準の維持ないし、更なる適正化を進めることができる。（ケアマネや改修業者の協力を得やすい）
住宅改修事業者、 介護支援専門員	高齢者の快適でいきいきとした暮らしを支える住まいづくりを支援できるよう住宅改修事業者、介護支援専門員のレベル向上を目的とする。	隣接する〇〇市と合同で開催している。主催を両市で一年ごとに交替して毎年実施している。講演会形式により、外部から講師を招いて実施する年と、自治体職員が講師を務める年とがあり、それぞれ隔年で行っている。1時間程度の講演のあとに、質疑応答の時間を設けている。	適切な技術、施工水準の確保
<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員 住宅改修事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員に対して介護保険住宅改修について熟知してもらう。 住宅改修事業者に対して介護保険住宅改修の趣旨や手続き等の啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の作成方法や注意事項の説明をする。 実際におこなった住宅改修の事例を紹介し、効果的な改修について説明する。 福祉用具との併用について紹介する。 	
ケアマネジャー（高齢者支援センター職員含む）、 施工業者	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャー等及び施工業者の質の確保 施工業者については、研修参加が受領委任払いを行えることの条件となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度説明 主任ケアマネジャーによる講演 OT・PTによる講義 建築士による図面・見積の講義 グループワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャー等及び施工業者の質の確保 行政からの報告事項の共有 給付の適正化
介護支援専門員、 施工事業者（資材配布のみ）	保険者、介護支援専門員、施工事業者の共通認識を図るため。	介護支援専門員研修会にて実施。住宅改修の事前事後申請について	保険者、介護支援専門員、施工事業者のスムーズな連携
住宅改修事業者、 介護支援専門員	住宅改修制度の周知	事業者への制度説明及び申請方法等の周知	給付の適正化、及び円滑な事務の遂行
住宅改修事業者、 介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> 受領委任払い登録のため 制度説明 	<ul style="list-style-type: none"> 制度説明 受領委任払い登録について 申請書等様式について説明 	<ul style="list-style-type: none"> 受領委任払いが可能になる 給付適正化の観点
住宅改修工事事業者（主に受領委任払い取扱事業者）、 介護支援専門員	受領委任払い取扱事業者（主に新規取扱希望の事業者）に申請から完了までの流れを把握してもらうため。	受領委任払い制度の説明、介護保険制度での住宅改修工事についての説明	

問 5-2. 研修会の対象者	問 5-3. 研修会実施の目的	問 5-4. 研修会の具体的な内容	問 5-5. 研修会の実施による具体的な効果（メリット）
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修事業者に対しては、市の登録事業者として介護保険制度における住宅改修の知識を一定レベル確保するため。 介護支援専門員に対しては、専門性向上のための講座の一部として実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修事業者に対しては、制度の概要、給付申請方法、事業所登録について Q&A 等、特に申請の際の書式等に関する注意についてや Q&A において対象となる工事の事例等について説明をしている。 介護支援専門員に対しては、制度の概要、申請の流れ、Q&A 等、特に、介護支援専門員として関与する部分、注意点について説明している。 	被保険者に対して、不必要な工事を行わないことや、逆に本人に必要な工事を介護保険を利用して行う等、適正な利用がされている。
住宅改修事業者、介護支援専門員	適正な制度利用のため、研修受講事業者は受領委任払いを利用できる。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の対象要件、種類、支給方法等について等、制度全般 手続きの手順等 	
<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修事業者 介護支援専門員 	住宅改修を適正に行っていただくため	<ul style="list-style-type: none"> 制度の目的、申請の流れについての説明 申請書類、写真等の作成について留意事項の説明 外部より講師を招いた際に、施工を実際に行う時の留意事項の説明 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の周知（特に建築事業者に対して） 適切な技術・施工水準の確保
住宅改修施工業者、介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修費の受領委任払いをされる施工事業者の登録のため 介護給付の適正化への取り組みのため 住宅改修施工業者の質の向上のため 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修施工業者登録制度（受領委任払いをされるための制度）についての説明 特定非営利活動法人による研修会（住宅改修の適切な工事計画、写真の撮り方の説明など、毎年テーマや内容については変わります） アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修費の受領委任払いを可能とするための制度の周知・実施 制度改正や提出書類の様式等の改正があれば、その周知 計画内容等の給付の適正化の観点 制度の持続可能性の確保
住宅改修事業者、介護支援専門員	住宅改修に関する知識の付与を目的とした研修を行うことにより、事業者が介護保険給付等の仕組み、または改修による導入効果等を情報提供し、介護保険の円滑な実施を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 作業療法士等の専門職の方による住宅改修に関する講話。 住宅改修に係る事務手続き等の行政説明。 グループワーク（ケアマネジャーの方も参加し、意見交換を図っている） 	<ul style="list-style-type: none"> 申請手続きの円滑化 適切な技術・施工水準の確保 工事価格、給付の適正化 施工業者と介護支援専門員等の関係者または、関係機関との連携を図る。
住宅改修事業者、介護支援専門員	住宅改修マニュアルの確認	<ul style="list-style-type: none"> 書類提出の厳格化 事前着工の不可 マニュアル厳守 等 	給付の適正化
住宅改修施工業者、居宅介護支援事業所または地域包括支援センターに所属する介護支援専門員等	<ul style="list-style-type: none"> 制度及び申請手続きの周知 介護給付費の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の対象要件、種類、支給方法等について等、制度全般 手続きの手順等制度、申請方法等の基本的事項の確認 住宅改修の有効な活用を通じた支援マネジメント 	<ul style="list-style-type: none"> 制度及び申請手続き等の周知 給付費の適正化
住宅改修事業者、介護支援専門員	住宅改修の基本的な活用方法などの知識の習得、利用者に対する適切な居宅サービス計画の作成促進、関係所（ケアマネジャー、事業者、保険者）との連携強化	講師による利用者の身体状況に合わせた住宅改修についての講演、担当職員による制度の説明	研修会の対象者の住宅改修制度に対する理解を深め、利用者に対する居宅サービス計画の作成技術の底上げをすることにより、住宅改修の工事内容及び給付の適正化が図られる。

問 5-2. 研修会の対象者	問 5-3. 研修会実施の目的	問 5-4. 研修会の具体的な内容	問 5-5. 研修会の実施による具体的な効果（メリット）
住宅改修登録事業所、介護支援専門員	高齢者の多くの方が、介護や支援が必要となっても住み慣れた自宅での生活を望んでいます。伝統的な日本住宅は、高齢者が生活する上で不便であり、介護を行うには不都合な面も見られます。しかし、適切な住宅改修を行えば、事故防止や自立支援、介護負担軽減につながり、自宅での生活の継続が可能となるための効果的な住宅改修についての研修会を開催し、要介護者の自立支援につながる適切な住宅改修の推進を目指します。	「自立支援につながる住宅改修の推進」という題で〇〇県介護実習・普及センターに講師の依頼をし、実施。	定期的を実施しているわけではないため、目に見えた効果はみられない。

④その他、多職種等を対象とした研修別自由回答

問 5-2. 研修会の対象者	問 5-3. 研修会実施の目的	問 5-4. 研修会の具体的な内容	問 5-5. 研修会の実施による具体的な効果（メリット）
居宅介護支援事業者、住宅改修受領委任払い登録事業者等	介護保険事業者へ適正なサービス提供を促すために実施している。	平成 29 年度については、理学療法士を講師に迎え、適正な住宅改修について約 2 時間の講義をいただいた。	平成 29 年度においては、住宅改修の適正な施工について
居宅介護支援事業所、住宅改修事業者。H26 年度からは、住宅改修事業者のみに説明会を行っている。	・市内業者の育成 ・本市は、受領委任払いを実施している。説明会を受けた業者のみが受領委任払いの取り扱いができる。	・住宅改修の対象工事 ・受領委任払い制度について ・住宅改造について等	給付の適正化
住宅改修工事施工事業者、居宅介護支援専門員（居宅介護支援事業者）、介護予防介護支援事業者（地域包括支援センター担当職員）、住宅改修担当職員	・介護サービスの質の向上を図る ・介護保険制度の円滑な運営に資する	・介護保険住宅改修制度についての説明 ・〇〇市高齢者等住宅改修費補助についての説明 ・住宅改修について、外部講師による講演	・研修を受けていない事業者は、次年度の受領委任払いができないため、受領委任払い対象事業者は、研修の知識が確保できている者とみなせる。 ・適切な知識を有するとみなせる。
住宅改修工事を業務として行う者、居宅支援事業所にあつては介護保険にかかる住宅改修の業務遂行責任者	介護保険住宅改修の基本的な考え方について、介護保険住宅改修費受領委任払制度について	介護保険住宅改修の基本的な考え方について、介護保険住宅改修費受領委任払制度について	住宅改修工事に関して認識の共通化を図れる。申請書の不備返戻事案を減らすことができる。
住宅改修受領委任払い登録事業者、居宅介護支援事業所および地域包括支援センターの職員	さらに幅広い視点や考え方を理解してもらうため。利用者の身体や住宅の状況等をふまえた適切な住宅改修が利用され、また申請時の事務処理を円滑に行うため。	住宅改修の概要、申請～支給までの流れ、よくある質問を Q & A にまとめたものの説明、専門職による講演（作業療法士等）	給付の適正化
・住宅改修事業者 ・居宅介護支援事業所職員 ・各地区地域包括支援センター職員	・住宅改修事業の適切な運営 ・給付の適正化	・住宅改修事務フローの確認 ・新年度の手引きの配布 ・前年度との変更点等の周知 ・疑義案件、注意点等の周知	・書類の不備件数の減少 ・疑義案件の早期解決
市内地域包括支援センター職員、市内居宅支援事業所職員、住宅改修事業者	制度についての理解と給付の適正化を図る目的	・介護保険制度について ・住宅改修をするうえで気を付けるポイントについて	・給付の適正化を図ることができる ・より効果的な改修ができるようになる
住宅改修事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター	・住宅改修事業者の知識向上 ・居宅介護支援事業者・地域包括支援センターの資質向上 ・受領委任払い制度への登録要件として	外部からバリアフリーリフォーム相談員を講師として招き、年毎に設定したテーマに応じて事例紹介や留意事項の説明等を行っている。 例) テーマ：症例に応じた住宅改修。パーキンソン病、脳血管疾患、認知症等の症例に応じた改修の留意点等を事例を通じて説明した。	住宅改修に関わる職種の知識・資質向上により、適切な技術・施工水準の確保が出来ること
受託改修事業者、在宅介護・地域包括支援センター職員	住宅改修にかかわる業者の方に、介護保険住宅改修の制度内容や、申請の手順を説明し、理解を深めていただくため。	年に 1 度 2 部構成で 2 時間程度行っている。前半は市職員から、制度内容や申請手順について説明し、後半は住宅改修に精通した専門家による講演を行う。市で独自に作成した資料や、講師が用意した資料を配布している。	書類の不備や施工内容の疑義が減ることで、給付までの流れがスムーズになること。また、制度改正の内容・対応等について、周知する機会になること。

問 5-2. 研修会の対象者	問 5-3. 研修会実施の目的	問 5-4. 研修会の具体的な内容	問 5-5. 研修会の実施による具体的な効果（メリット）
介護保険住宅改修、介護保険特定福祉用具販売の代理受領登録事業者	介護保険住宅改修、介護保険特定福祉用具販売の代理受領登録事業者の資質向上をはかるため。	年に1度講師を招いて講演会を実施しています。	給付の適正化
住宅改修事業者、介護保険指導員	給付の適正化。見積書や写真が事前審査の段階から内容が明瞭なものが提出されるよう努めることで、保険者の承認などの時間短縮が見込まれ、結果的に被保険者に住宅改修費を支払うまでの時間も短くなる。	保険者が審査する際に、内容がすぐわかるよう、手すりの取付位置が床から何mmの場所なのか、手すりの取付位置の全体が写真に映っているか等を、適切な例を示して説明する。介護保険を使った住宅改修に「知っている」という認識でいて実際には理解が不足している事業者が多いという声がケアマネから挙がったこともあり、制度について基礎的なことも触れる予定	「諸経費」等、曖昧な項目に介護保険対象としていない費用が計上されるケースが減ること。適切な技術の確保や制度の理解が図れること。事業者に対し、保険者から直接問い合わせをする回数が減ること。申請前にケアマネとトラブルなく提出書類を整えることができるようになるため。
住改事業者、介護支援専門員、住民	制度の正しい理解、自立支援に資するプランとなるように啓発	・良い事例と不適切な事例の紹介(実際の申請書の具体例あり) ・良い理由書・見積書・図面の書き方および不適切な理由書・見積もり・図面を見比べて、ケアマネジャーへ気づきを促す。	適切な技術・施工水準の確保、工事価格・給付の適正化の観点、住改関係者へ気づきを促す。
住宅改修事業者、介護支援専門員、地域包括支援センター	住宅改修に関する最新情報を学ぶ	講師による講演	適切な技術、施工水準の確保
住宅改修事業者、介護支援専門員、地域包括支援センター職員	介護保険住宅改修に関わる事業者の知識を深めることにより、より適正な住宅改修を利用者へ提供する。	講師を招き、年度ごとにテーマを決め、講義形式やグループワークによる研修を行っている。	適切な技術・施工水準の確保、給付の適正化
住宅改修事業者、介護支援専門員、地域包括支援センター職員	事業者向け： ・申請事務の説明 ・事例ごとの住宅改修のポイント説明 ・自立支援の観点に基づく住宅改修の啓発 理由書作成者向け：住宅改修の基礎知識を身に付けてもらい、利用者や家族等からの相談に適切に対応できるようにする。	・事務取扱説明 ・外部講師による講演（講師は一級建築士で福祉住環境コーディネーターでもある NPO 法人の理事長に依頼した） ・相談会	適切な材料・施工水準の確保、給付の適正化の観点、事務の効率化

問 5-2. 研修会の対象者	問 5-3. 研修会実施の目的	問 5-4. 研修会の具体的な内容	問 5-5. 研修会の実施による具体的な効果（メリット）
住宅改修受領委任払い登録事業者、登録希望事業者、市内介護支援専門員、市内包括支援センター職員	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険住宅改修受領委任払い登録事業者の介護保険における住改への理解を深める（年2回、毎回の受講が登録継続の要件） ・介護支援専門員、包括職員の住環境整備に関する理解を深める（主任ケアマネ更新研修受講のための履修証明書の発行） ・住宅改修事業者と介護支援専門員等との相互理解 ・制度に則った住宅改修書類の作成、改修工事の実施 	<p>年2回実施、次回2月に8回目を実施予定の各回、市担当者より制度周知と〇〇市介護保険事業者協会住宅改修部会による「研修」で、2時間程度の内容を構成。</p> <p>第1回 介護保険制度について（市職員）、住宅改修について、受領委任払いについて（市担当）</p> <p>第2回 住宅改修の現状について（市担当）、県助成制度について（市担当課）、トラブルを未然に防ぐために（協会）</p> <p>第3回 ケアマネジメントと住宅改修（市担当）、県助成制度について（市担当課）、住環境プランニング紹介（協会事業所）</p> <p>第4回 提出書類について（市担当）県助成（担当課） 用具レンタル、住改による住環境プランニング（協会事業所）</p> <p>第5回 住宅改修理由書について（市担当）、県助成（担当課）、住環境プランニングの実例紹介（協会事業所）</p> <p>第6回・第7回 書類の注意事項（市担当）、住環境プランニングについて（〇〇研究所講師）</p> <p>第8回 架空事例を用いた事例検討会によるグループワークを予定（2/15実施予定、アドバイザーとして〇〇研究所を講師として）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受領委任払い事業所の質の確保のために行っているが、年2回の参加必須としたことで、担当者との顔のみえる関係が築け、書類不備の減少、やりとりのスムーズさに繋がっている。 ・介護支援専門員の理由書の内容不足、不備の減少、住宅改修に対する理解が向上した。 ・研修内容を共に検討することで、〇〇市介護保険事業者協会住宅改修部会との連携の強化、相互理解が深まり、福祉用具レンタル部会とも合同で会合をしているため、レンタルの給付の適正化への意識やすりあわせ、制度周知等にも好影響となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員（主に新任の住宅改修担当者） ・介護支援専門員 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援住宅改修制度の周知（申請方法や対象工事等） ・介護保険住宅改修制度の周知（申請方法や対象工事等） ・地域包括支援センター職員や介護支援専門員の住宅改修に関する知識を深め、適正な住宅改修の実施に資すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修担当事務職員による住宅改修制度の案内 ・理学療法士または作業療法士等による、利用者の状態に応じた適切な住宅改修の方法等の講義 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員、介護支援専門員の住宅改修制度に関する理解の促進 ・利用者の状態に応じた住宅改修についての知見を深めることによる適切な住宅改修水準の確保
介護支援専門員、福祉用具事業者	給付の適正化	事例を交えての申請における留意点の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・給付の適正化 ・制度理解の促進
介護支援専門員、福祉住環境コーディネーター、理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、工務店等の施工業者、市民	給付の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修、住宅改造、福祉用具制度の概要、申請における注意点 ・専門職からみた住宅改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付の適正化 ・申請における不備の減少

問 5-2. 研修会の対象者	問 5-3. 研修会実施の目的	問 5-4. 研修会の具体的な内容	問 5-5. 研修会の実施による具体的な効果（メリット）
介護支援専門員、訪問看護師、デイサービス職員、ヘルパー	整備を実施するため（ADLの維持・向上をめざして）	病院で実際にリハビリを担当しているPTやOTが講師で、手すり等を設置する時の注意点や高さの決め方等を講師の用意された資料で説明してもらう。	住宅改修に際して適切な改修が実施できるように、ケアマネジャーを中心に関係者の技術・能力向上に少しでもつながっている。
市内居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び開催年度に申請実績のある福祉用具購入、住宅改修事業所の職員	介護保険給付に係る手続きなどを説明し、介護保険制度の適正運営に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与販売について ・住宅改修について ・住宅改造（市、補助金）について ・居宅介護支援の制度改正について ・社会福祉法人の軽減制度について ・生活保護受給者の取扱いについて等 → 対象工事、手続きの流れ、提出書類、支給方法、書式・記載例 等	最新事例の情報提供や本市の実情に沿った手続きの流れ等を説明する事により、円滑な申請手続きやケアマネジャーや改修事業所より被保険者へ適切な制度周知が図れる。
住宅改修事業者、介護支援専門員、住宅改修担当職員、病院のソーシャルワーカー	介護保険給付を受けて行う住宅改修について、関係者の理解の促進。	給付の対象となる工事について、着工前の意見具申から支給申請までの流れ、書類の書き方、添付書類の作成の仕方。	給付の適正化、住宅改修の適時適切な実施、申請書類等作成の効率化
市内の病院に所属する理学療法士と作業療法士、市内の建築業者、市職員で保健師や社会福祉士	市の住宅改良アドバイザーとして任用するための研修として実施。	『快適な住環境整備と介護』というテーマに基づく。	住宅改良アドバイザーとしての知識の定着。
理学療法士、作業療法士、社会福祉士、保健師、看護師、市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員	住宅改修に関する制度の理解とより多くの知識を習得していただく。	事例検討を中心として住宅改修に関する制度の理解とより深い知識を習得する	多職種で住宅改修について知り、共に考え意見交換をすることでより住宅改修に関する知識を高めることができ、適正な給付という視点を介護支援専門員に持ってもらえることができる。
住宅改修を担当するグループの職員（申請受付）	給付適正化の観点から、住宅改修の申請受付・審査を正しく行うため。	住宅改修担当者が、制度や事務の流れをグループで作成しているマニュアルを使って説明。	給付適正化の観点
介護保険専門員	住宅改修に関する知識の向上を図り、もっと利用者に対して適切な助言を行うことを目的として実施しています。	住宅改修の基礎知識、住宅改修工事の基礎知識	福祉用具貸与・購入、住宅改修に係る適切なアセスメント
介護保険専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険住宅改修について適切な知識をつけてもらう。 ・申請書や手続きについて誤りが多い箇所の是正 	市で用意したレジュメ参照し、説明を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・給付の適正化 ・事務の効率化
増改築相談員	住宅改修費支給申請にかかる理由書を作成できる者に増改築相談員を認めています。本市主催の研修を受講することを条件としております。理由書作成に必要な医療・福祉関係の知識、さらに適正に介護給付が受けられるよう介護保険制度の正しい理解を深めることを目的としています。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者住宅改修の技術、実務について ・高齢者の心身の理解、生活環境整備の考え方について ・介護保険制度、住宅改修費支給制度、手続きについて 	被保険者の身体状況及び日常生活の様子、動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、生活に障害となっている部分を具体的に把握し、解決するために有効な工事内容の計画、選定に効果があると考えております。

4)「その他の取組について」

問6. の自由記述回答に関するまとめ

自治体での「その他の取組」については、現地調査や、受領委任払いのための住宅改修業者の登録制等の介護保険給付適正化につながる取組事例が多くあった。またホームページの活用や「住宅改修について手引き」、パンフレット、チラシ等を作成する等で制度内容の周知を図る取組等もみられた。全体にみられた特筆すべき、取組等内容や傾向については下記の通りである。

○事前申請時・改修完了後の自宅訪問調査等

- ① 総人口規模が比較的小規模な自治体では、事前申請時や改修後に自治体職員を中心として専門職等が自宅訪問や打合せ等をして内容の適正性の確認等が多くみられる。全件訪問して確認している自治体も回答の中で多く見受けられた。住宅改修費が高額の場合や、改修内容等に疑義のある申請についても現地調査が行われている場合があった。
- ② 大規模な自治体となると、改修内容等に疑義のある申請や、複数個所の改修を行う申請に対して現地調査が行われている場合がある。介護支援専門員の関わりが薄い場合も調査が行われていることもある。

○受領委任払い制度の実施

住宅改修業者への教育のため研修への参加等を要件として受領委任払い制度の実施とその対象業者一覧の周知が回答の中で数多くあり、大規模自治体になるとその取組が数多くみられた。

○住宅改修の手引き・パンフレット・チラシ等を作成

小規模から大規模な自治体になればなるほど、制度の周知や、適切な手続きのために住宅改修の手引き・パンフレット・Q&A・チラシ等を作成している自治体が多くあった。また住宅改修についてホームページで案内を行っているということも多くあった。「住宅改修の手引き」を市で作成し、介護支援専門員に配布して対象工事の説明や基準の周知を図っている自治体もある。

○複数業者からの見積の取り付け

工事費用の比較のため、複数業者からの見積の取り付けを依頼しているという回答も多く見られた。

○材料・商品等についてのカタログ・パンフレット等の添付

材料・商品等について工事価格の適正化を目的として、カタログ・パンフレット（定価）等を添付してもらい確認できるような自治体の取組も数多くあった。

○諸経費や工賃の基準等を設定

住宅改修の諸経費や工賃について基準値を設定したり、材料費に対する工賃の割合についてパーセンテージを示している取組もみられた。

○地域ケア会議での検討

ある自治体では、地域ケア会議に専門職、施工業者、介護支援専門員等の多職種で改修内容を検討し、効果的サービスの提供が図られている。施工業者にはこの会議への参加を受領委任払いの条件としている。

自治体での「その他の取組」について、総人口規模別には以下の通りの傾向があった。

【総人口規模：5千人未満の自治体別】

○総じて自治体規模が小さいこともありサービス担当者会議への自治体職員や地域包括支援センター職員による出席、改修施工前・改修施工後の現場訪問によるアセスメント及びモニタリングが履行されている記述がある。

【総人口規模：5千人以上1万人未満の自治体別】

○受領委任払いに係る事業者登録や地域独自の事業者登録制度を活用。
改修工事施工前の現地事前調査もしくは専門職を交えた事前協議が行われている記述がある。

【総人口規模：1万人以上5万人未満の自治体別】

○申請全件もしくは一定額以上の申請や疑義のある案件に関して事前現地調査を行う記述が散見される。また諸経費・工賃の基準額設定やQ&Aを作成している等の記述がある。

【総人口規模：5万人以上10万人未満の自治体別】

○申請全件もしくは高額な申請に対する現地調査を履行する記述が散見される。また工事材料費に対する工賃の割合を設定しているケース、2社以上の見積提示、利用者へのアンケート調査、申請情報のデータベース化との記述がある。

【総人口規模：10万人以上30万人未満の自治体別】

○受領委任払いに関して登録業者制度として研修会への参加を登録条件とする記述が散見される。改修工事の事前・事後確認においては無作為抽出もしくは疑義案件に限られる記述がやや多い。

【総人口規模：30万人以上の自治体別】

○受領委任払い事業者登録制度の実施、現地調査については外部団体委託等による疑義案件のみの実施、ホームページを活用した手引き・QA・見積書作成要綱等の開示の記述がある。

総人口規模による区分け別自由回答

総人口	問 6.その他の自治体での取組
5千人未満	<ul style="list-style-type: none"> ・改修前と完成時には全件訪問する運用（H18～） ・介護保険担当者が福祉住環境コーディネーターの資格を取得し、専門職の1人として関わるようになった。 ・住宅改修を検討する際はあらかじめ保険者に相談するようケアマネに徹底させた。 ・サービス担当者会議に出席し、改修内容の確認、代用できる家具などはないか、手すりの設置個所や寸法・材質等あらゆることを指示・助言するようになった。 ・最初からできる限り保険者も加わる体制を作っている。 ・リハビリ病院などから在宅へ帰るようなケースは、病院のリハ職と連携。 ・施工中であっても、積極的に現場へ行って確認・指示している。 ・認定調査・ケアプランチェックを担当する職員が関わっていることで、身体状況、生活環境、介護状況など、利用者の情報が予め把握できており、どのようなことに困っているか、どうなりたいのか、改修することによる効果を常に意識し、有効な改修となるようにしている。また、本人の動線の確認、実際に動作を見ながら検討。予算も常に意識している。 ・福祉住環境コーディネーター検定試験公式テキストを用いて指示・助言している。⇒H29.10.31 厚生労働省適正化ブロック研修（関東・信越ブロック）で事例発表しました。 <p>離島という特殊な環境であり、住宅改修を行う業者数も少ない。改修前には、役場介護担当、地域包括センター、本人（家族含む）、改修業者がどのように改修をするか協議を行い、改修を実施するようにしている。</p> <p>直営の地域包括支援センター職員が、事前申請書の際に訪問による確認を全件行っている。</p> <p>管内 16 町村による広域連合により事務処理が行われている。</p> <p>事前訪問調査時に住宅改修事業者が同行いただくことで、具体的な方法や金額を予め示すことにより、最低必要とされる内容に導いている。</p> <p>住宅改修を終了した被保険者の自宅を訪問し、改修工事の施行状況の確認等を行う。また、被保険者の身体に合わせた改修となっているかを実際に動作確認を交えて行う。</p> <p>施行後に現場の完了検査を全件行っている。</p> <p>工事単価の確認（過大な見積内容となっていないか）、不必要な改修内容ではないか、アセスメントの確認、現地調査による確認、写真との確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付適正化 ・事前資産：利用者の状態と改修の必要性についての理由書等を担当ケアマネが作成し提出する。 ・事後審査（訪問調査）改修箇所のチェック
5千人以上 1万人未満	<p>給付の適正化として、住宅改修の全件ではないが、地域包括支援センターと連携し、施工前、施工後の訪問調査をしている。</p> <p>受領委任払いによる登録</p> <p>【給付の適正化】改修業者決定後</p> <ol style="list-style-type: none"> ①改修業者 ②ケアマネジャー ③理学療法士・作業療法士 ④町担当者 <p>で改修希望者の自宅で打ち合わせを行うようにして、不必要な改修に至らないようにしている。</p> <p>医療機関からの退院に伴う住環境整備のための退院前自宅訪問（理学療法士、住宅改修事業者、ケアマネジャー等が参加）に同行し、専門的な指導を受けながら、住宅改修事業者と施工内容の確認をすることもある。</p> <p>適正化の取り組みとして、毎年 1 件、住宅改修費が 20 万円を超える方を対象に訪問による聞き取り調査を行っている。</p> <p>着工前の事前審査時に現地での確認を 100%実施し、適正な改修であるか確認しています。</p> <p>介護給付適正化のため、書類審査において、疑義がある場合は現地調査を実施している。</p> <p>住宅改修を行う前後に利用者のお宅を訪問して、利用者の身体状況や施工箇所の確認。</p> <p>〇〇県バリアフリー住宅改修事業者登録制度に登録されている事業所を推薦している（事業所の希望がない場合）</p> <p>専門職による申請書を審査することで、詳細な見積書を提出していただけるようになった。</p>

総人口	問 6.その他の自治体での取組
1 万人以上 5 万人未満	提出された書類（写真等）や担当ケアマネジャーからの意見を参考に、適正な給付審査を行っている。
	・住宅改修の事前申請のときに、手すりの部品については、商品のパンフレットで金額の確認をとり、工事費についての知識がないため、建設課職員へ写真や見積り内訳書を一式提示して相談をしています。（金額が高すぎると思うとき） ・工事そのものについても、疑義があれば、同じ保健福祉課の保健師に相談して、再度工事について検討しています。
	①別部門が実施するリフォーム事業費補助金の紹介。 ②工事着工前に事前訪問を行い現地確認、打ち合わせ等を実施。
	年間 40～50 件の住宅改修を担当 1 名で対応している。給付適正化のため、書類確認のタイミングで業者と打ち合わせを行ったり、不要な部位までの改修を止める等の対応を行っている。また、完成後は全件改修後の住宅へ訪問、実際に行われた工事を確認している。
	住宅改修の事前申請があれば、全件について市の担当者（専門職ではない）が、現地調査及び本人の動作確認を行っている。
	工事費見積金額が 10 万円を超えた場合、2 社以上の見積りをとり、工事価格の適正化を図っている。10 万円以上の改修及び改修前後の写真で適正な改修が行われているか判断のつかないものに関しては現地確認を行っている。
	住宅改修事前・事後の訪問調査実施
	住宅改修の点検は提出書類及び写真等から判断して行い、施工前審査と施工後審査の書類等に疑義が生じた場合や、改修規模が大きく複雑である場合等には現地調査・確認を行う。また、必要に応じて地域ケア会議を活用した点検確認を行う。
	住宅改修担当者が研修会に参加し、住宅改修に関する基本的な知識を身に付けています。
	〇〇県バリアフリー住宅改修事業者登録制度の活用。事前申請の際には、材料費についてカタログのコピーを添付してもらい、見積書との比較を行っている。
	直営包括支援センター職員による書類点検
	給付の適正化として、①複数業者による見積の実施 ②住宅改修現地確認の実施
	施工費用が 10 万円以上については、現地へ行き、検査を行う。
	住宅改修をする場合は必ず担当職か包括（直営）が二人で事前確認を現地で行う。施工位置や必要性をその場で検討する。
	給付費適正化として、担当職員で全件について書面点検を行うほか、随時、改修の事前・事後に訪問点検を行っている。
	住宅回収着工前に施行業者・ケアマネ・本人・家族などに立ち会いを求めて、改修箇所の現地確認、本人の動作確認を行い、適切な改修内容となっているか確認しています。
	担当者が住宅改修についての知識を有しているため、現状では事前申請による点検時に内容等を精査できてはいるが、知見を有していない場合においては、公平・適正化に向けた取組・関与が難しいと考える。施工水準、工事価格等については、国等が一定の基準を設けることも今後必要になると考えます。見積書等の様式について国が示すことについても、効果があると考えます。
	事業者に対して給付決定までの流れとして、通知文を作成し、通知することを検討しています。
	書類審査の強化、給付の適正化に向け、手引きを作成し、周知している。
	住宅改修の理由書の書き方、添付してもらった写真についてなどをまとめた手引きを作成し、ケアマネ連絡会で配布（平成 29 年 2 月）
制度に基づいた適正な給付を実施するため、事前審査と完了審査の書類等に疑義が生じた場合は、現地調査を行い、利用者の身体状況に合った適切な工事への改善指導を行っている。	
住宅改修する箇所の取り付けする前と取り付けした後で利用者合った適正な取り付けとなっているのか必ず保険者側で確認をするようにする。	
研修会は実施していませんが、申請にあたり介護支援専門員に理解してもらいたい事例等があれば、居宅連絡協議会の会議を利用して周知しております。現在は、担当職員から周知するのみですので、専門的な立場でアドバイスができる理学療法士に、着工前の現場確認に同行してもらったことを検討しており、必要があれば研修会も行っていきたいと考えております。	
手すり取付以外の住宅改修における保険者の現地確認の実施	
全ての申請に対して現地確認を行っている。	
年に 1～2 件程度ではあるが、施工前と施工後に現場を確認して、適切に工事がされているかチェックをしている。	

総人口	問 6.その他の自治体での取組
1 万人以上 5 万人未満	住宅改修の適正化として行う事前の現地調査について、今後、理学療法士等の専門的な知見を備えた立ち合い等関与を検討している。
	当市は 3 市町で構成される広域の保険者として介護保険事業を運営している。そのため、事業者への研修等は〇〇広域市町村圏組合の介護保険運営担当が行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援 1～要介護 1（リハ職の関与がない場合は要介護 2）までのケースにおける住宅改修は地域ケア会議での事例検討（初回は 5 万円以上の内容、2 回目改修時は 0 円～）を必須としている。 ・地域ケア会議に専門職、施工業者、ケアマネ等と多職種での検討する「場」を設置することで、課題の捉える力の向上が図られ、効果的なサービス提供が行われることで、高齢者の QOL の向上ができる。 ・そのため、地域ケア会議に参加していない施工業者の受領専任払いは認めていない。これにより住宅改修は補助金事業ではなく、介護保険におけるサービスの 1 つとしての意識付けが図られる。 ・市作成の「住宅改修の手引き」をホームページで公開し、市のケアマネジャーに配布することで、対象工事の具体的な説明、基準を周知している。
	事前に提出された理由書を読み、対象となる事例を抽出し、判定前の現地確認を行った後、必要に応じて助言を行っております。また住宅改修を行い一定期間経過した事例の中からも対象となる事例を抽出し、実際の使用状況を聞き取り、問題点等がないか確認を行っております。
	H29 年度から事前申請、事後申請両方で現場確認を行っている。事前申請での確認では、許可がおりる前に着工していないか、日常生活の動線上での必要性などの確認を行っている。事後申請での確認については事前申請どおりに工事が行われているかどうか、工事内容に疑義がないかなどを確認している。その際、利用者に使いごちなども聞き、改修後の生活についても確認をしている。
	事前申請時にケアプランを提出してもらい、アセスメント等を通じた適切な改修内容であるか確認し、不適切・不要な改修の排除及び給付の適正化を図っている。
	工事着工前の現場確認の全件実施（事務職員）
	委託業者のシステム活用（認定給付の突合による適正化を進める予定）
	受領委任払い登録。費用が 10 万円以上の工事については、現地調査を実施
	適正化のための現地確認の実施
	住宅改修する自宅に調査を工事前に行っています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修事前協議書の段階で専門職の意見を求めることにより、適正化を図っている。 ・工事価格に関して必要に応じて二社以上の見積書を提出していただいている。 ・住宅改修の件数が多く、現地調査を行うことが難しいため、調査票、設置予定場所が示された写真、設置後の写真、ケアマネジャーからの聞き取りによって、適切な工事が行われているかどうかを判断している。
	外部の研修会に参加
	工事額が大きいケース（市の実施する他のリフォーム助成制度を併用するケース）や書面で現状が確認できないケースなどに、現場を訪問する等努めている。
	<p>住宅改修については住宅改修申請の段階で、施工前に担当職員が必ず事前現地確認を行っています。また、書類に疑義がないかを確認しています。</p> <p>事前現地確認の良い点は、被保険者の方に対し、きめ細やかな対応が取れることです。例えば、パーキンソン病や、脳梗塞後遺症により片麻痺等がある被保険者に同じ手すりの取り付け工事にしても、その方の病状や生活にあった手すりの取り付け位置・太さ・形状を、作業療法士等がアドバイスできることです。また、被保険者の方に自宅の生活動線上を歩行してもらい生活全体をみることで、他にも気づかなかった住宅改修箇所の発見ができたり、病状の予後予測をした住宅改修の提案もできます。</p> <p>適切な住宅改修を行うことで、被保険者が住み慣れた自宅での生活を安全安楽にすごされ、長期にわたり在宅生活の確保ができるようになります。</p> <p>また、悪質な業者の施工を未然に防ぐこともできます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の住宅改修についてチラシを作成し、窓口配布、ホームページでの周知を行っている。 ・住宅改修後のアンケート実施を予定している。
	給付の適正化の為、高額な工事内容のもの、書類確認で疑問が生じたものについては現地点検を実施している。見積書類の様式や複数見積りの方針等が示されたい、研修会で周知することを検討している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅支援事業所へは、適正な住宅改修が行えるよう主にリハ職の関与をお願いしている。 ・改修業者については登録を呼びかけており、登録事業者には適正な施工並びに適正な価格となるよう登録の要件を付している。

総人口	問 6.その他の自治体での取組
1 万人以上 5 万人未満	<p>住宅改修の諸経費及び工賃の基準を設定し、審査を行っている。工賃については、国土交通省の公共工事設計労務単価を参考に取り決めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前申請時に疑義のある対象者について自宅訪問調査を行っている。 ・事後申請時は事前申請と工事内容の変更があった場合に聞き取りおよび現地調査を行っている。 ・ケアマネジャー等から要望があった時は、ケア連絡会等で時間をいただいて取扱にかかる説明を行うようにしている。 <p>■訪問調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書、図面、写真だけでなく、疑義が生じたもの全てについて、事業者から聞き取りを行い、説明が不十分な場合には訪問調査を行う <p>■価格や取付部材の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定価より高くなっていないか、またブラケットなど見積もり上で示した個数より多すぎないか確認している。 <p>■申請書等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前事後の申請手続きを簡素化するため、書式を工夫している、 ・写真添付など様式に合ったものを提出するよう窓口指導している。 <p>■Q&A の作成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な工事を行うために、Q&A を作成している。 ・申請手順、注意事項などを示した資料やパンフレットを窓口で配布している <p>住宅改修が必要な理由書を読んで不明点・疑問点があった場合は、理由書作成者に質問する。比較的高額な工事を行った事例の中から数件選びだし、事後調査を行っている。</p> <p>給付の適正化等に向けた取組として、高額な改修や段差解消など危険が伴う改修の場合、訪問して確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類の受付時に簡易的な聞き取り ・主任 CM による書類点検、疑問点の聞き取り ・担当職員の外部研修の参加 ・場合により複数業者からの見積もり徴集 <p>給付の適正化の部分で、判断の難しい住宅改修については、ケアマネジャーに同行して現場の確認を行う。また、改修後のところで、適切に設置されているか、訪問を行うことがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.工事価格が適正であるか判断する目的で、商品カタログ（定価がわかるもの）の添付を義務付け 2.図面、写真で判断し難いものは、現地確認実施。 3.諸経費は概ね 10%～15%程度を基準としている。極端に高い場合は詳細を確認。また、5 万円を下回る場合は例外的に認める場合がある。 4.人工賃については、国土交通省が発表している労務単価を参考に確認している。 <p>施工後の利用者宅への訪問調査の実施</p> <p>介護給付費等適正化の取組みの一環として、事前申請時に工事に使用する部材の商品カタログの添付を求め、適切な見積もりが行われているか確認を行っている。</p> <p>高額な工事（対象工事費 20 万円以上）について、着工前の現地調査を行っておりますが、それ以上の特段の取り組みはありません。</p>
5 万人以上 10 万人未満	<p>給付の適正化として、〇〇市で初めて申請のあった事業者が住宅改修を行った家や、限度額いっぱい使用した家に、現地調査にうかがっている。</p> <p>市内での住宅改修の実績が少ない施工事業者や予定改修額が高額な内容を中心に抽出し、現地調査を実施している。</p> <p>給付の適正化：竣工後、全件に対し、担当職員が訪問し、施工状況の確認を行う。</p> <p>施工費は1人工あたり 18,000 円/日、諸経費は総工事額の 10%を上限としている。</p> <p>当市所属の建築技師に工事及び価格について適正かどうか確認を事前申請時に行ってもらっている。</p> <p>工事前、工事後の現地確認（給付適正のため）</p> <p>介護保険サービス事業者集団指導の際に、申請にあたっての注意事項等を住宅改修事業者や介護支援専門員等に周知している。</p>

総人口	問 6.その他の自治体での取組
5 万人以上 10 万人未満	30 万円以上の住宅改修については現地調査を行っている。
	改修工事の施工前に工事見積書やケアプラン等の確認を行い、施工後に訪問して、住宅改修の施工状況等を点検している。
	給付適正化のため、可能な限り現地調査を行っています。
	工事前の現地調査
	・事前申請前の相談の段階及び事前申請後に本人の動作確認を含め適切な工事を行ってもらうために、市の職員が現場確認を行う。 ・完了報告後に本人の動作確認を含め適切な工事が行われたか市の職員が現場確認を行う。(年に10件程度)
	工事が適正に実施されているか、現地確認を実施する場合がある。
	給付の適正化に関連して、工事内容に疑義が生じる場合等(例:要介護度が高い場合)に現地調査を行っている。
	事前申請にあたり、税込み5万円以上の改修については、2社以上の見積りを提出していただき、安価な方の見積りを採用して、着工の承認を行っている。
	見積書提出時に部材のカタログの写しの添付をお願いしている。カタログの定価をもとに、定価を超える価格設定が行われないよう適正化に努めている。
	「介護保険制度における住宅改修の手引き」を新たに作成予定です。完成後、事業所関係者が集まる研修会の場で、手引きの活用と内容の周知徹底を図りたいと考えております。この啓発により、事前・事後申請書の内容制度が高まり、迅速な審査ができ、なるべく早く工事の着工許可を出せるよう事務手続きができるようになり、内容の適正な判断もできることを期待しています。手引きにはQ&Aを記載し、よくある問い合わせが手引きを見て理解していただくことにより、減収することを目標としています。事業所等、住宅改修担当者の方の知識が深まり、より円滑な申請業務ができるよう、努めてまいりたいと思っております。上記の手引きを作成するにあたり、近隣の先進地2市へ訪問し、いろいろと学ばせていただきました。他市との交流を深める貴重な機会となりました。今後とも分かりやすい申請業務、適切な審査、給付適正化に尽力していきたいと考えております。
	給付金額の適正化を図るため、一定の基準を以下のように定めています。・屋内手すりの取付け費は、一ヶ所につき手すり材料費の30%以下とします(但し、手すり材料費が10,000円未満の場合は、3,000円を限度とします)。・屋内手すりの下地補強の施工費は、一ヶ所につき補強材料費の50%以下とします(但し、補強材料費が10,000円未満の場合は、5,000円を限度とします)。・屋内スロープ取り付け費は、一ヶ所につき3,000円を限度とします。・屋内手すり組立て取り付け費は、手すり材料費の20%以下とします。・屋外手すりのコンクリート等穴あけ補修(強)費は、柱1本につき5,000円を限度とします。・諸経費・諸雑費等は、詳細を明記し、人件費や減価償却目的(工具等消耗品は除く)のものは、保険対象としません。現場管理費=人件費→× 養生費、材料廃棄等→○
	あまりにも工事価格が高い案件については、全ての部材の定価がわかるカタログ等を添付してもらい、その根拠を示してもらっている。
	当市では、給付の適正化として事前申請と支給申請時に工事個所の確認を行っている。事前に提出された写真と支給申請時に提出された写真を確認することで、不正な工事に対する給付防止に努めている。
	住宅改修制度の利用者に対するアンケートの実施(ケアマネジャー、施工業者、担当職員の対応、有効だった工事内容等)
	事前の現地確認を全件行い、不正な申請がないよう、確認している。
	住宅改修費支給申請の内容が妥当なのか、担当だけでは判断がつかない場合に、介護高齢課に所属する理学療法士の専門知識や見識を参考にして、住宅改修費支給の必要性を判断する。
給付の適正化とケアマネの質の向上につなげるため施工後1~3か月以内にモニタリング表の提出	
受領委任払制度の導入。住宅改修実施調査の実施	

総人口	問 6.その他の自治体での取組
5 万人以上 10 万人未満	<p>県社会福祉協議会が開催する住宅改修の研修への参加</p> <p>住宅改修の事前協議の際、提出資料にて受給者の状態像と改修内容に疑義が残るケースに関し、PT（作業療法士）等による家屋調査実施状況の確認並びに調査報告書等の追加資料の要求、改修前後の現地調査を適宜行っているほか、適正化を目的として、見積内訳の記載方法の統一化や、同一業者、同一内容の過去の改修工事における見積価格の点検、選択資材のカタログ提出を義務付けている。また、過去の改修例について施工内容毎に検索できるよう、平成 27 年度以降の申請情報についてデータベース化を図っており、類似内容があった際の価格比較や、より適切な施工方法の提案に繋がっている。当該データは改修種類ごとに施工方法・工事内訳書・施工後の写真等の各種情報が把握でき、これにより手すりや踏み台、嵩上げ工事等、件数の多い工事に関して施工種別・材質、事業所ごとに価格・寸法を抽出し、市場価格導入促進の根拠となるよう、平均寸法ごとの割り出し作業を行っている。本取組みにより、平成 27 年度 9 月末時点の申請件数に比して、平成 29 年度 9 月末時点において約 4 割減の申請件数になっているほか、1 件あたりの工事費用及び給付費も減少傾向（平成 27 年と平成 28 年の比較では、1 件当たりの平均給付額が¥4,453 減）となっている。これらの成果より、課題解決の手段として安易に住宅改修が選択されなくなったことや、工法が精査された結果、給付費が減となっていることが推察できる。また、改修業者やケアマネ向けに介護保険の住宅改修を利用するにあたり必要な視点・留意点等について、具体例を交ぜながら説明する集団指導を開催している。</p> <p>※なお、手すりや踏み台設置の資材平均価格（事業所別）のデータについて、各事業所への説明会開催後、市 HP にて、利用者・改修業者向けに公開を予定している（平成 29 年 4 月頃）。</p> <p>給付の適正化に向けた取組として、高額なもの、複雑なもの、写真では分かりにくいもの等から選定し、訪問による施工前又は施工後の点検を年間 6 件程度を目標に実施している。</p>
10 万人以上 30 万人未満	<p>住宅改修の適正化などには取組めていない現状です。</p> <p>工事終了後に行う事後点検。工事費用が限度額を超える場合や工事箇所が多い場合に事前に現地を確認。年度の中で 1 回以上の現地調査を予定している</p> <p>新年度、研修会を行いたいと考えております。本市としても事例を集めておりますので、ご教授ください。</p> <p>介護保険住宅改修受領委任払い登録業者制度</p> <p>各業者によって同じ商品でも見積価格に差があるため、専門的な知識のない者が十分に指導できない。</p> <p>給付適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の全件確認 ・現地確認 <p>申請を受けた内容に関して、特別な取組は行っておらず、個別に工事価格等を含めた内容の審査を行っている。</p> <p>必要に応じて申請者の住宅を訪問し、現状の確認を行う。</p> <p>給付の適正化のため、住宅改修及び福祉用具購入・貸与が申請のとおり実施されているか現地調査を行っている。</p> <p>〈住宅改修完了検査〉改修が完了した方から訪問先を無作為に抽出し、完了検査を実施している。担当事業所（居宅等）や施工業者の対応や改修箇所の利用状況を被保険者本人及び家族立会いのもと確認し、申し出があれば直接施工業者へ説明、指導のうえ、不具合箇所の改善に取り組んでいる（年 2 回）。</p> <p>受領委任払い登録制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者から相談を受けた場合、複数の業者に見積もりを取ってもらうよう勧めている。 ・事業者用の案内を作成し、住宅改修が必要な理由書や見積もり書の記入例等を参照してもらっている。 <p>工事に疑問な点があれば現地に出向き、工事価格が適正であるか確認している。</p> <p>市民の方が施工業者を選ぶ際の情報提供のツールとして、施工業者のリストを作成し、市の HP でも公開している。</p> <p>リストへの掲載条件は、先述の研修会に参加し、掲載を希望した業者で、毎年、研修会後に更新している。更新の際に、既にリストに掲載されている事業者のうち、研修会を 2 年連続で欠席した事業者に関しては、リストから削除する。</p> <p>受領委任払いに関しても、研修会に参加し、このリストに掲載され、市と協定を締結した事業者のみを対象としている。</p>

総人口	問 6.その他の自治体での取組
10 万人以上 30 万人未満	受領委任払いの登録制度を設けており、登録業者は〇〇市の公式ホームページに掲載している。
	受領委任払い制度を導入しており、活用にあたって事業者の登録を行っています。登録の手続きの際は都度説明会を実施し、介護保険の趣旨や書類の作成方法等について説明し、適正化を図っています。
	事務の円滑化、給付の適正化を図るため、施工事業者向けの住宅改修に係る提出書類の説明文書を作成（添付）
	「〇〇市給付適正化説明会」の中で、介護支援専門員の方を対象に、住宅改修について説明を行っています。実際にあった問い合わせと回答、不適切な住宅改修、解釈の誤りについて要約し、情報提供します。
	前述の研修を受講した事業者は、市の登録を行えるようになっており、一覧にしたものをホームページに掲載するほか、希望のあった被保険者に配布している。また、市への登録を終えた事業者は、受領委任払い制度を利用できるようになっており、利用者の利便性の向上に努めている。
	工事前・工事後の申請の際、提出された書類の確認を行っています。その際に不ポイント等があれば、工事内容や本人の心身状況等を確認し、必要に応じて書類の追加やさしかえを依頼しています。その事例としては理由書の記載不足、見積書内で支給対象金額が明記されていない、工事場所の写真が不足している等工事個所の確認ができない等があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・受領委任払い制度の採用 ・利用者宅への工事の確認（年二・三回）
	介護保険住宅改修事業に関する手引書を作成中。平成 30 年 3 月にケアマネジャー、施工業者を対象にこの手引書の説明会を開催する予定。
	住宅改修後の現地調査。実際の改修項目を現地で調査することで給付の適正化を図る。月間 2～4 件（H28 年度計 37 件）現地調査を実施。
	工事価格・給付の適正化を図るため、現地調査（事前・事後）を行っている。又、工事内容に疑義がある場合は、施工業者に確認をしたり追加書類（カタログ等）の提出を求めている。
	平成 28 年 12 月より受領委任払い方式を取り入れた。
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費通知に同封するパンフレットに住宅改修の制度説明や注意点を載せ、受給者に向けて周知している。 ・HP に住宅改修の手引きを載せている。 ・国の法律や QA 等では判断できないケースの給付可否について、保険者として、類似ケースへの給付の準化を図るため、区独自で運用の QA を作成している。
	給付の適正化として、疑義がある事例については着工前・着工後を問わず、現地確認を行っている。しかし、年に数件程度しか行っていないため、平成 30 年からは月に数件を目標として現地確認を行い、給付の適正化の強化を図ることを検討している。
	研修会やリフォーム事業者登録制度等、特に何か取り組みを行ってはおりません。適正化についても、特にはないですが、他の事業所と比べて工事費が著しく高い場合、個別に問い合わせして、理由を確認したり、修正してもらったりしています。
	住宅改修費支給を受領委任払いでも行っている。
	専門職の関与がないため、該当するような取組は無い
	第 8 回研修会での事例検討会（グループワーク）にむけて、〇〇市介護保険事業者協会、居宅介護支援（ケアマネ）部会、福祉用具貸与・住宅改修部会それぞれから、研修チームを作り、市と協議を重ねて研修内容を作成中です。このグループワーク及び事例検討については、福祉用具貸与・住宅改修部会内で早くから実施の希望がありましたが、準備ができておらず、今まで見送ってきました。今回はコーチングチームを作ることで、事例の内容やワークの内容について協議し、準備をしています。研修会当日には、用具貸与・住改部会のメンバーがグループファシリテーターをつとめ、事例検討会の総合ファシリテーターは部会長が行う予定です。
<p>○介護保険住宅改修施工業者の登録制度の実施</p> <p>介護保険制度において、介護サービスを提供する事業者は人員・設備・運営等の一定基準を満たして県への事業者登録が必要（事業者指定制度）であり、これにより介護サービスの質が保たれています。一方、介護保険住宅改修に係る業者としては、前段に示した登録等は不要となっています。このため、サービスの質の均一化を図ることが難しくなっています。そこで、本市では介護保険住宅改修施工に係る業者の皆様に対して、介護保険における住宅改修制度についての理解を深めていただき、ケアマネジャーや地域包括支援センター等関係者と連携し、利用者の身体状況に適した改修を行い、質の向上を図ることを目的に、介護保険住宅改修施工業者の登録制度を実施しています。</p> <p>登録のない改修業者でも、介護保険における住宅改修制度に対し理解、協力をいただける場合は、新規に登録することができます。</p>	

総人口	問 6.その他の自治体での取組
10 万人以上 30 万人未満	受領委任払登録名簿をホームページに掲載。窓口に設置し閲覧及びコピー可。部材の定価超えの指導。ブラケットピッチ等、メーカー保証を超えている場合は施工方法の再検討を指示。手すり取付後の通路幅の確認、特に将来車いす利用があるのであれば有効幅の確保など。市で確認できないメーカーについてはカタログを添付。
	給付の適正化に資するために、住宅改修費の申請の手引きを作成し、研修会での配布、寿契約業者への配布、その他希望者への配布を行い、制度の周知を行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市において実施している住宅改修施工業者の受領委任払いの登録制度において、1年に1度、実施している住宅改修に関する研修会の参加を必須要件としている。 ・使用する部材のパフレットを添付してもらい、見積書には商品名・メーカー名・品番・型番等 ・手すり等部材を実際に工事に使用する長さ、個数等に応じて、金額の按分を指示している。
	施工業者に対して受領委任払い事業者登録の実施、特殊な事例や工事内容については事前に現地調査をし、給付の可否について判断をしており、工事完了後に施行の確認をしています。
	〇〇区では、平成 23 年 10 月より、受領委任払い制度を導入。受領委任の事業者は登録制。
	本市介護給付適正化事業において、住宅改修施工後の状況についての点検を行っている。具体的には対象者を任意で抽出、連絡をとったうえで、対象者宅を訪問し、事前審査時に提出された住宅改修理由書に記載されている改善しようとしている生活動作が工事後に改善できているか等、自立支援に役立っているかについての聞き取りや、提出済みの工事内訳書に基づき、不要な施工がされていないか等について調査を行っている。
30 万人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・給付適正化について
	住宅改修では保険者の確認を要する案件については訪問調査を実施している。
	①要件
	ケアマネジャーの関与が薄い事案について実施している。たとえば、理由書にケアマネジャーの確認がない場合である。他には、事後申請時に利用者にケアマネジャーがついていない場合も同様である。
	②実施内容
	上記①の要件を満たした場合、保険者が訪問調査を実施する。工事が適正に完了したかや利用者に資する工事が行われているかを確認する。その上で、Excel にデータを入力し、記録を保存している。Excel のデータは調査を行ったというデータを記録するのみならず、保険者がどのようなポイントをもって調査を行ったかを詳細に記録している（ここでいうポイントとは、手すりの取り付けや段差の解消など住宅改修に該当する工事であること、改修場所と被保険者の改修後の使い心地である）。また、記録する内容は改修場所、施工業者、住宅形態と改修内容である。
	受領委任払い登録制度の導入
	①介護保険住宅改修に十分な知識があること。②過去 1 年間、区内で住宅改修の対象工事を行っている。①②を満たし、登録申請した業者を選ぶことで、被保険者の負担部分のみの支払いで済む。被保険者の経済的負担の軽減、給付の適正化ができる。
	見積書の作成にあたっての留意点、作成例をホームページに掲載。申請内容と工事内容、本人の心身状況の整合性確認のための現地確認を実施
	住宅改修の訪問調査
	給付の適正化については、提出書類のみでは不明点があるもの、価格が著しく高額であるもの等の現場確認を行っている。ただし、適正化として金額基準は明確に設けていない。
	受領委任払い業者を登録することにより、被保険者の金銭面での負担が一時的に少なくなる。また、登録される事業所は各種介護保険住宅改修を行っており、適切な技術・施工水準の確保に繋がっている。市職員が住宅改修を行った住宅へ訪問し、適切に工事が行われたかどうかや被保険者の生活状況、業務の評判等を聞き取り、情報を取りまとめ、共有することによって給付の適正化に努めている。
介護保険給付適正化計画に定められた工事後現地確認調査の実施（全件数のうち、15%以上・シルバー人材センターへ委託）	
家族施工での住宅改修支給申請があった場合、介護保険課職員が現地を訪問し、実地調査を行い、支給について決定している。	
住宅改修、福祉用具申請者のご自宅を訪問し、①利用者の心身の状況及び家屋の状況を勘案したものか ②申請内容が市に提出したものと同様な ③理由書に記載される問題点が改善したか 状況をお伺いしている。昨年度は住宅改修・福祉用具、併せて 8 件訪問した。	

総人口	問 6.その他の自治体での取組
30 万人以上	<p>・介護保険住宅改修費 受領委任払い事業者登録制度</p> <p>・目的：被保険者の一時的な負担を軽減し、より利用しやすくするため。</p> <p>・登録要件：〇〇県バリアフリー住宅改修事業者の認定を受けていることを条件としている。申請に際して NPO 法人バリアフリー住宅改修事業登録証のコピーを提出してもらっている。</p> <p>平成 30 年度から住宅改修の研修会の実施を予定しております。</p> <p>給付の適正化に向けた取組として、現地調査を実施している。申請書類を審査する中で疑義のあるものについて職員 2 名（事務職員）で現地調査を行う。</p> <p>・受領委任払いの登録を市役所にてしている事業者については改修費等の受領ができる。</p> <p>・介護保険給付の適正化について特に指摘をされた平成 18 年頃に講師を招いて事業者研修等を実施した。また、アンケート調査を行い、住宅改修について統計を行った。</p> <p>・介護保険住宅改修施工事業者の登録制度の実施に伴い、登録のある事業者がおこなった工事のみを受領委任払いでの支給対象としており、その登録については、事前の登録申請が必要であり、適正化事業の一環である研修会の受講を毎年 1 回義務付けることにより、給付の適正化へむけた取組が可能となる。</p> <p>・対象者の心身を十分に理解している介護支援専門員が現地検証に立ち会うことを義務化とすることにより、適切な改修計画や給付の適正化につなげることができる。</p> <p>・毎月 1 回、事業者の方や市民の方向けに、NPO 法人による住宅改修や障害者の方の住宅改造制度等に関する事前相談会を市役所にておこなっている。</p> <p>・本市のホームページにて、住宅改修工事についての案内、受領委任払いの登録事業者一覧の掲示や、申請書類一式をダウンロード可能としている。</p> <p>・窓口にて、事業者の方や市民の方向けの住宅改修についての手引書、住宅改修 Q&A や申請書類一式を配布している。</p> <p>新規で受領委任の合意を結ぶ事業者に対し、研修会で使用する冊子を送付し、給付の適正化、申請の円滑化を図っている。</p> <p>申請内容に疑義がある場合には、複数職員による現地調査を実施している。調査にあたっては、担当ケアマネジャー、施工業者、その他関係者の立会を原則としている。</p> <p>・施工業者との受領委任払い契約：改修費用のうち、利用者の自己負担分（1 割または 2 割）を利用者が事業者を支払い、残りの部分を市が事業者を支払う方法を取ることができる契約（任意）</p> <p>・有資格者による施工計画・見積書の全件審査</p> <p>・手引きや事例集の発行</p> <p>適正化事業…施工後に受給者宅への訪問調査を実施（年間 60 件） 介護保険住宅改修費支給申請及び受領委任払い取扱事業者（所）登録制度…住宅改修費に係る申請及び保険給付の受領について、予め市に登録した施工事業者（所）に委任することを可能とする制度（平成 29 年 12 月 1 日現在、278 事業者（所））</p> <p>受領委任払いを導入している政令市では、業者登録（更新）の要件として、講習会の受講を要件としている市もあると聞いていますが、〇〇市は受領委任払いを行っていないこともあり、特段の研修・取り組みを行っていません。</p> <p>住宅改修に係る手続き等について、マニュアルを作成し、本市ホームページに掲載することにより、統一を図っている。</p> <p>現在、審査は一般事務職員が行っており、身体状況から工事の安全性・必要性が判断出来ない場合は、NPO〇〇福祉住環境コーディネーター研究会へ臨時相談を行っている。なおも、上記の判断が難しい場合には、区立総合福祉センターの PT に依頼し、区職員・NPO・PT で訪問調査を行った事例が 2 件ある。</p> <p>受領委任払いが可能な事業者の登録</p> <p>・住宅改修費の受領委任払い登録制度 住宅改修に係る説明会を受講し、市に登録することで受領委任払いの取り扱いを実施している。</p> <p>・住宅改修における事前、事後点検 書面審査は全件実施しているが、給付適正化の観点から、自宅に訪問し、住宅改修の工事内容の点検を実施している。</p> <p>住宅改修費の支給について、改修予定や改修を行った一部の住宅を市職員が訪問し、事業所の架空請求書、不適切な請求の防止に取り組んでいる。</p>